

会津美里町こども計画

【計画骨子案】

令和●年●月

会津美里町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 国・県の動向	2
3 計画の位置づけと期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現況	6
1 人口・世帯の状況	6
2 子育て家庭の状況	9
3 こども・若者の状況	11
4 こども・子育てに関する実態と意向	16
5 関係団体ヒアリング調査	53
6 現行計画の評価	57
7 こども・子育てを取り巻く課題	64
第3章 計画の基本的な考え方	66
1 基本理念	66
2 計画の基本的な視点	67
3 施策の体系	68
第4章 施策の展開	69
1 ライフステージ別共通の取り組み	69
2 こどもの誕生前から乳幼児期の取り組み	70
3 学童期の取り組み	70
4 青年期の取り組み	70
第5章 計画の目標と確保方策	70
1 「量の見込み」算出のための基本事項	70
2 幼児期の教育・保育の見込み	70
3 地域子ども・子育て支援事業の見込み	70
第6章 計画の推進に向けて	70
1 推進の体制	70

2 評価・進行管理	70
-----------------	----

資料編	70
------------------	-----------

1 会津美里町子ども・子育て会議条例	70
--------------------------	----

2 会津美里町子ども・子育て会議 委員名簿	70
-----------------------------	----

3 策定経過	70
--------------	----

※「こども」の表記については、法律名や事業名、アンケート調査、ヒアリング調査を除き、ひらがな表記に統一しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組みなどが展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、会津美里町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後 2 期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。

同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「会津美里町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和 6 年度に計画期間が満了となる「第 2 期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）の後継である「第 3 期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。また、国から示されているように「市町村におけるこどもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」の内容も踏まえつつ、策定します。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

①幼児教育・保育、こども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これを基に、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和 5 年 12 月には、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

さらに、令和 6 年 10 月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

②若者支援・少子化対策

こども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 年 2 月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

その後もこども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和 3 年 4 月に第 3 次となる大綱が策定されました。令和 5 年 12 月には、「子供・若者育成支援推進大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

③こどもの貧困対策

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年 1 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、こどもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取り組みの充実を図るべく、令和元年 6 月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても計画策定が努力義務となりました。

令和元年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

その後、令和 5 年 12 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

なお、令和 6 年 6 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

④学校教育・学童期

令和 5 年 6 月に、2040 年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という基本方針に掲げた「第 4 期教育振興基本計画」が策定されました。こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進にあたっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要があることが明記されています。

平成 30 年 9 月に、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランは、令和 6 年度末で計画期間が終了となりますが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和 5・6 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられました。

⑤こどもの権利

平成元年に、こども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、平成 6 年に批准しています。

令和 4 年 6 月に、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。

全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に則り、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和 5 年 12 月に、「こども大綱」が定められました。

（２）県の動向

福島県では、これまで子ども・子育て支援法第 62 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制その他業務の円滑な実施に取り組むため、「ふくしま新生こども夢プラン（福島県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、各施策を推進していました。

このたび、計画期間が満了となることから内容の見直しと併せ、新たに定められた「こども基本法」や「こども大綱」で示された、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか」の理念をプラスすることで、こども計画との一体化による「福島県こどもまんなかプラン（仮称）」を策定することが示されています。

3 計画の位置づけと期間

(1) 法的位置づけ

こども計画とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイング)を実現していくための計画であり、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこどもの貧困対策計画」を包含した計画です。

なお、計画の策定に当たっては、国から示される「こども大綱」及び「こども計画策定ガイドライン」を勘案します。

■包含する計画と根拠法

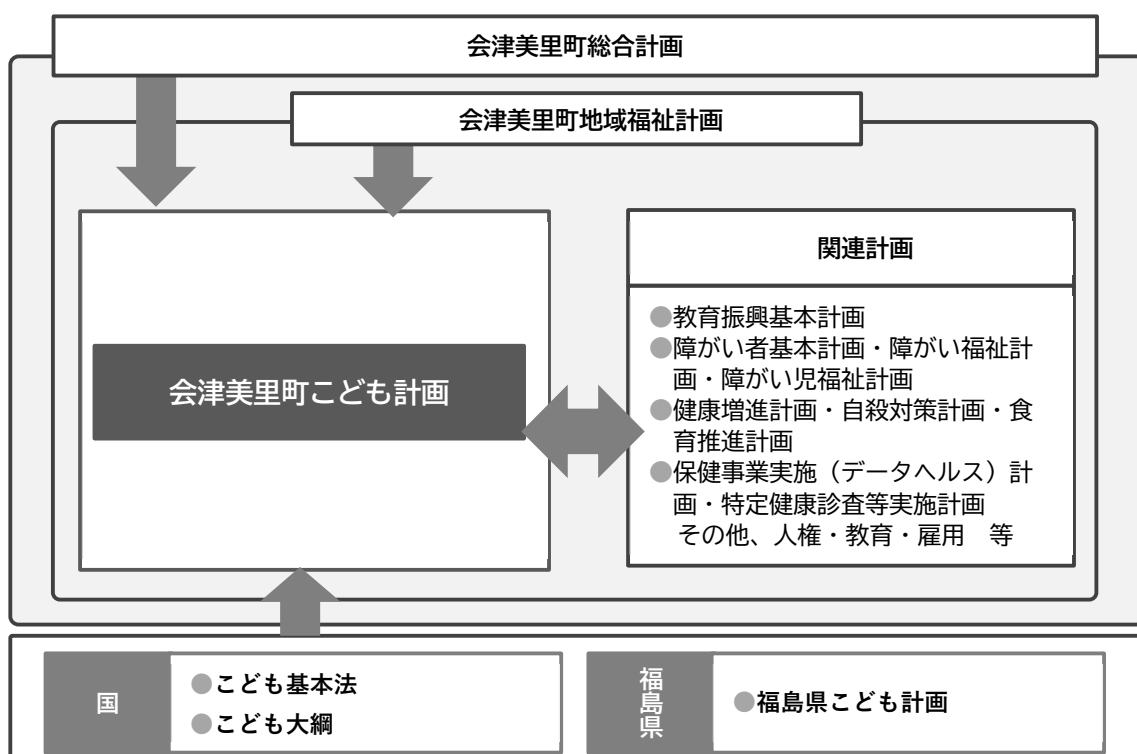
- ① 市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に規定)
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に規定)
- ④ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)
- ⑤ 市町村におけるこどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定)

(2) 庁内の計画における位置づけと計画期間

「こども計画」は、町の「総合計画」に基づく児童福祉・教育分野の個別計画であり、こども・若者に係る総合的な計画でもあります。また、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や教育振興の基本となる「教育振興基本計画」等との整合を図りながら策定します。

なお、本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、必要に応じて内容の見直しを行います。

■計画の位置づけ



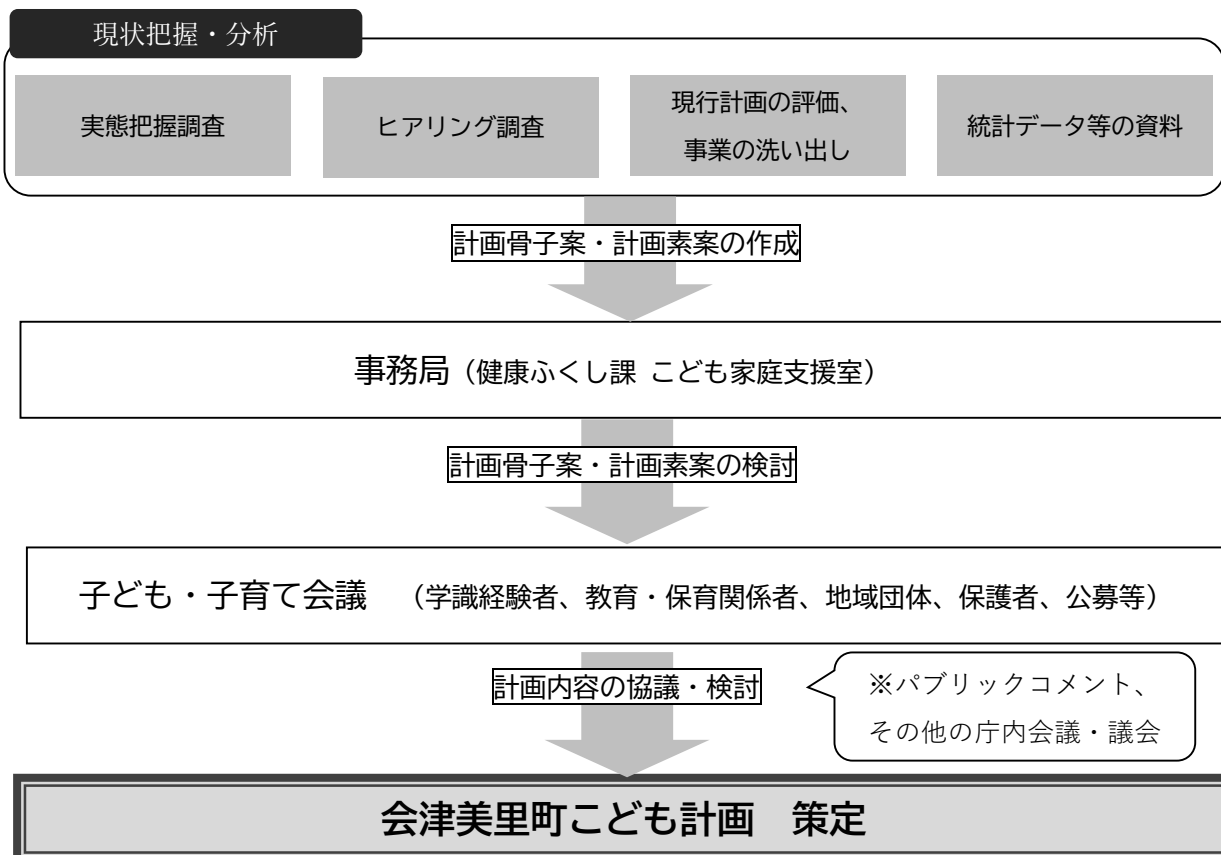
■各行政計画等の計画期間

< > は今後策定予定

計画の名称		年度	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画	基本構想	第3次	<第4次>				
	基本計画	後期	<前期>				
地域福祉計画			第4期				
こども計画			第5期				
こども計画			本計画				
教育振興基本計画		第3期	<第4期>				
障がい者基本計画			第4期				
障がい福祉計画・障がい児福祉計画		第7期・第3期	<第8期・第4期>				
健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画		第3次	<第4次>				
保健事業実施（データヘルス）計画・特定健康 診査等実施計画			第3期・第4期				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制により、現状把握及び課題の抽出と計画内容の協議を進めます。



第2章 こども・子育てを取り巻く現況

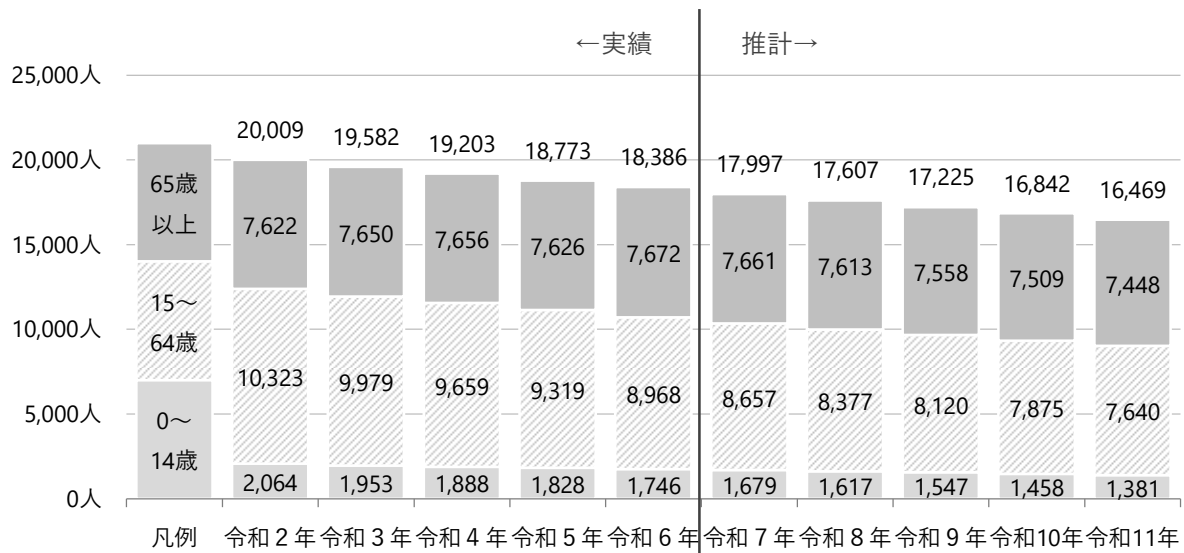
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移・推計

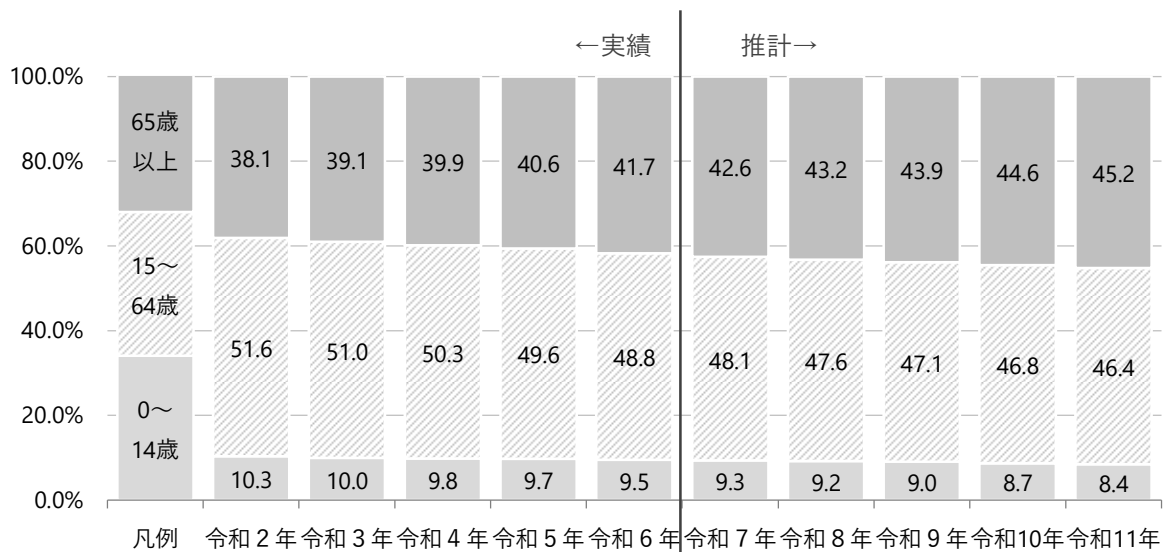
本町の総人口については年々減少しており、令和3年には2万人を割り、令和11年には16,000人台になる見込みとなっています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は令和4年には総人口の1割以下となり、生産年齢人口(15～64歳)は令和5年には総人口の半分以下となっています。一方で、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和11年には生産年齢人口とほぼ同割合となることが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



■年齢3区分別人口割合の推移・推計

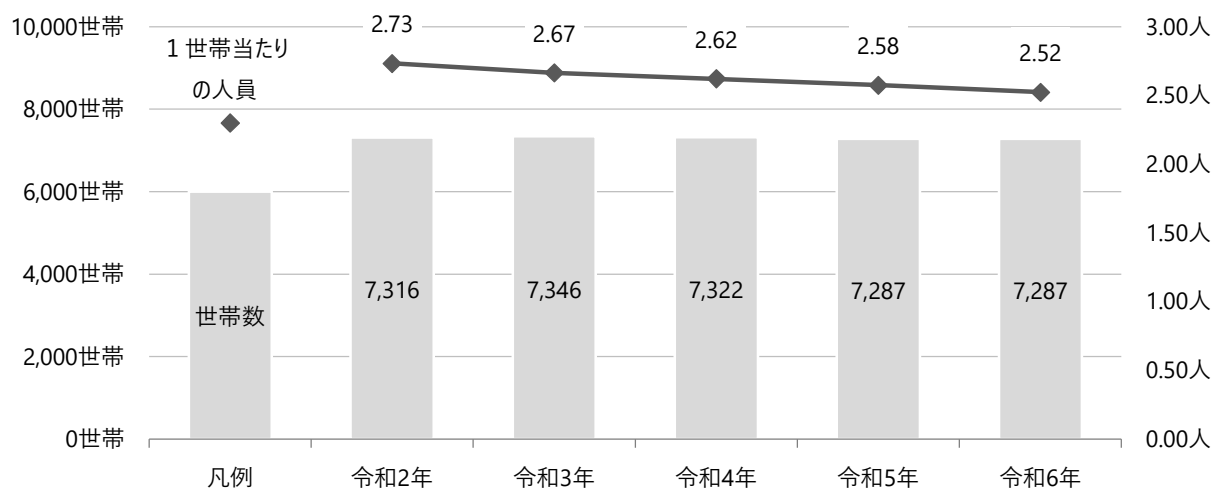


資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出

(2) 世帯の推移

世帯数についてはほぼ横ばいで推移している一方で、1世帯当たりの人員は緩やかに減少しており、令和6年4月1日現在で7,287世帯、2.52人となっています。

■世帯及び1世帯当たりの人員の推移



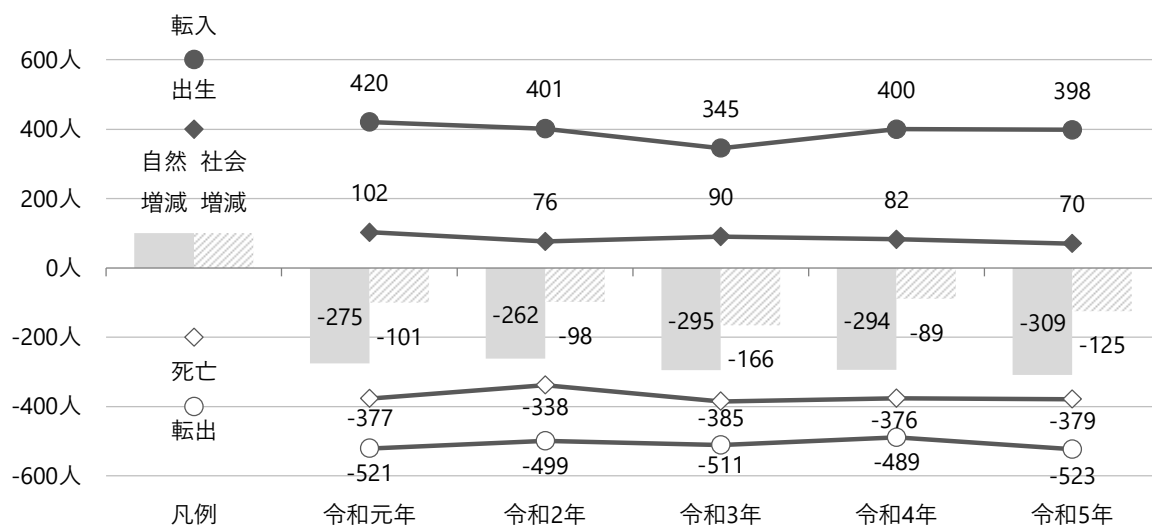
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口動態の推移

人口動態について、自然動態では出生数は減少傾向、死亡数はほぼ横ばいとなっており、年々自然減が拡大傾向にあります。

一方で、社会動態をみると、転入数・転出数ともにほぼ横ばいとなっており、社会減の傾向が続いています。

■自然動態及び社会動態の推移

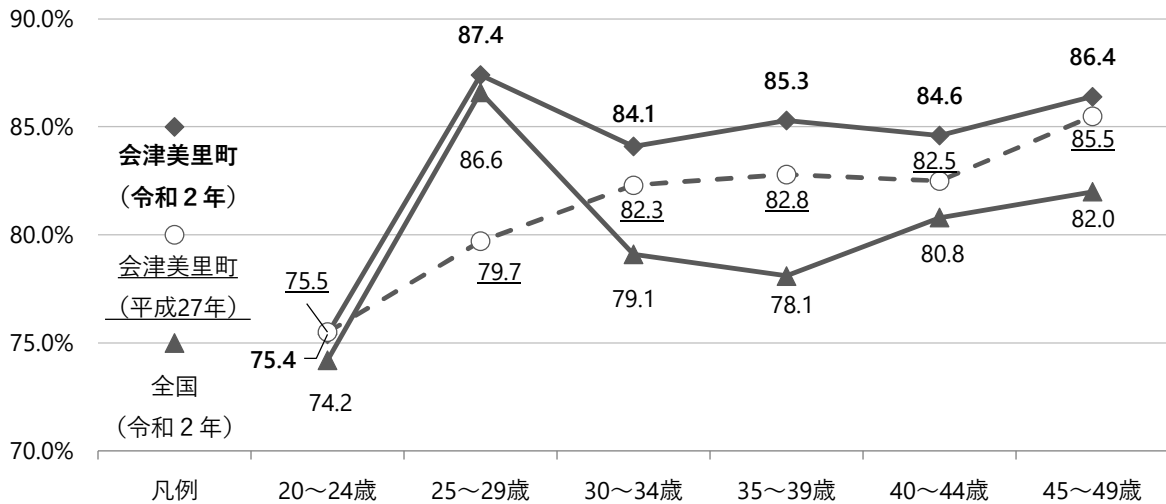


資料：出生・死亡は人口動態統計、転入・転出は住民基本台帳

(4) 就業率の推移

女性の年齢別就業率については、平成27年から令和2年までの5年間で全体的に上昇しており、特に25～29歳で7.7%上昇しています。また、いずれの年齢も全国より高く、出産・子育てにより一時的に就業率が低くなる30歳代の就業率も5年前や全国より高くなっています。

■女性20～49歳の就業率の推移

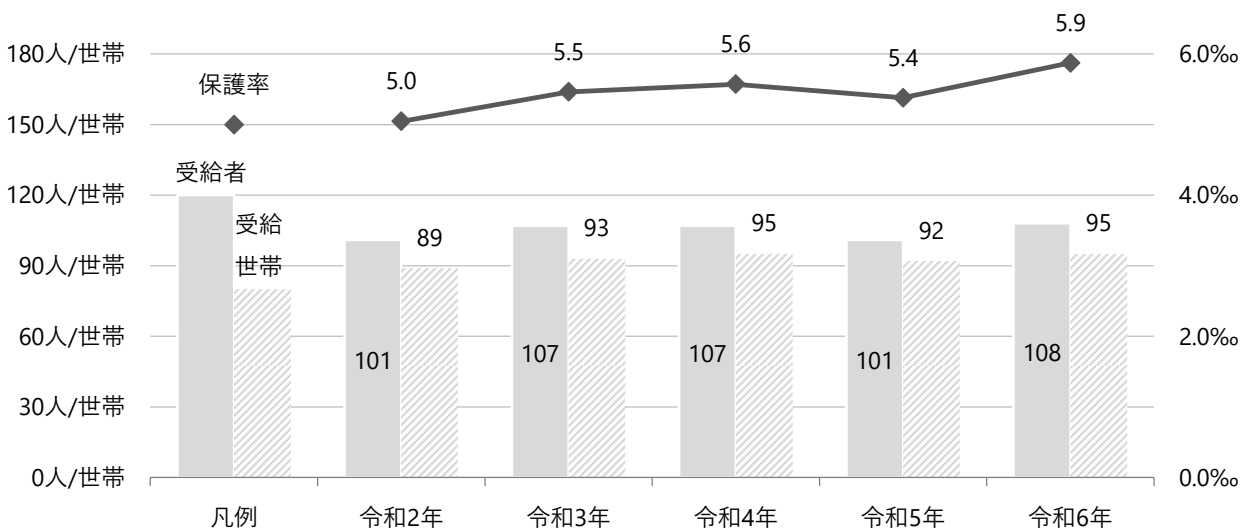


資料：国勢調査

(5) 生活保護受給者・世帯の推移

生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも緩やかに増加傾向にあり、令和6年4月1日現在で108人、95世帯となっています。また、保護率についても上昇傾向にあります。

■生活保護受給者・世帯・保護率の推移



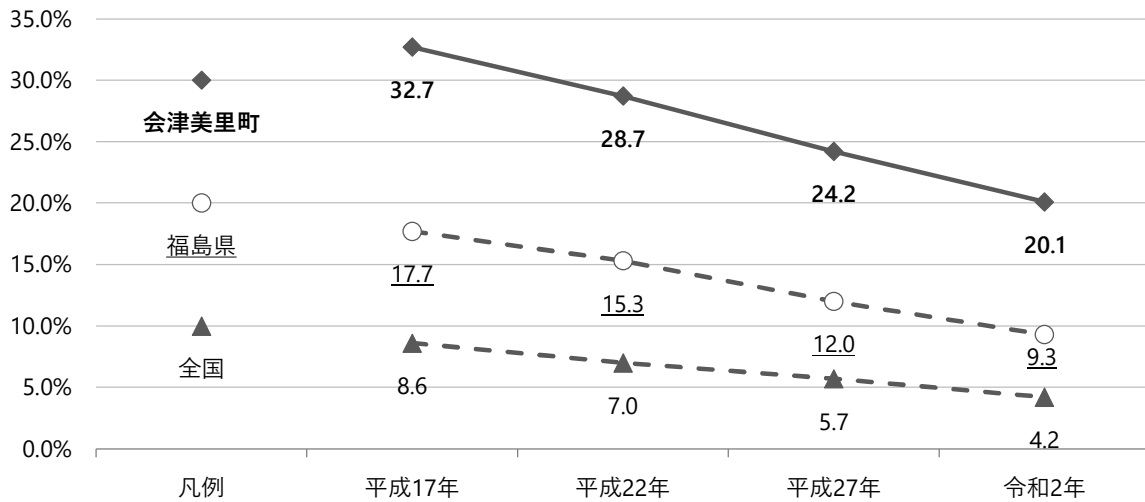
資料：生活保護台帳（各年4月1日現在）

2 子育て家庭の状況

(1) 3世代同居世帯割合の推移

本町の3世代同居世帯の割合については年々低下しているものの、福島県・全国より高く、令和2年には20.1%となっています。

■ 3世代同居世帯割合の推移

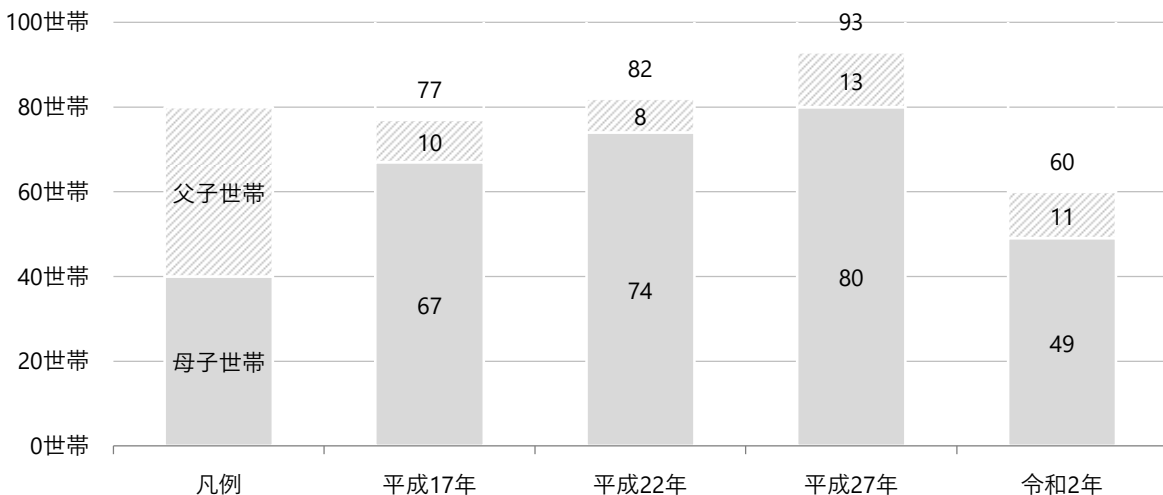


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯については、平成 27 年まで増加していたものの、令和2年に大きく減少し、60 世帯となっています。内訳をみると、父子世帯は 10 世帯前後で推移しているものの、母子世帯は変動が大きくなっています。

■ ひとり親世帯の推移



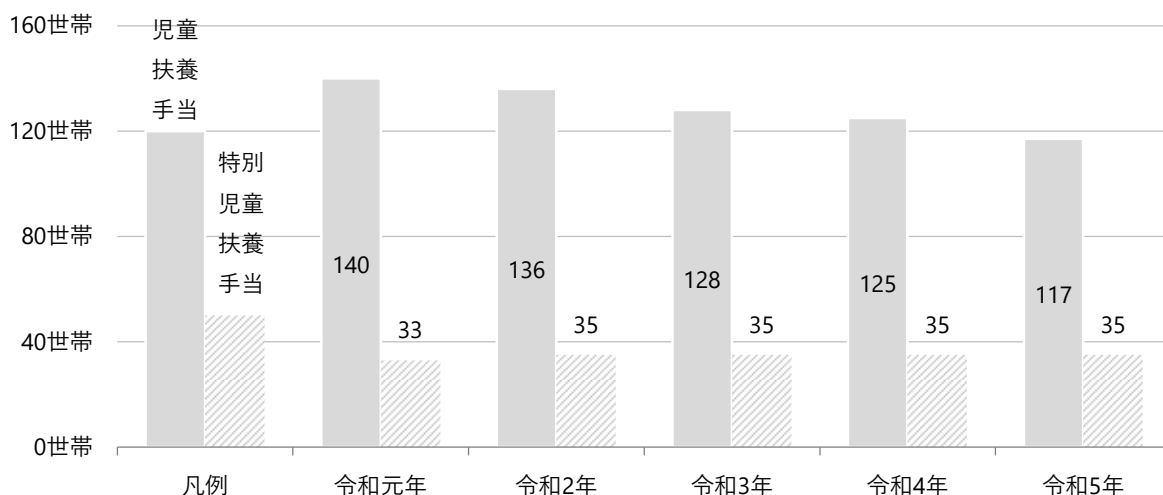
資料：国勢調査

(3) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当の受給世帯については年々減少しており、令和5年8月1日現在で 117 世帯となっています。

一方、特別児童扶養手当の受給世帯はほぼ横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在で 35 世帯となっています。

■児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

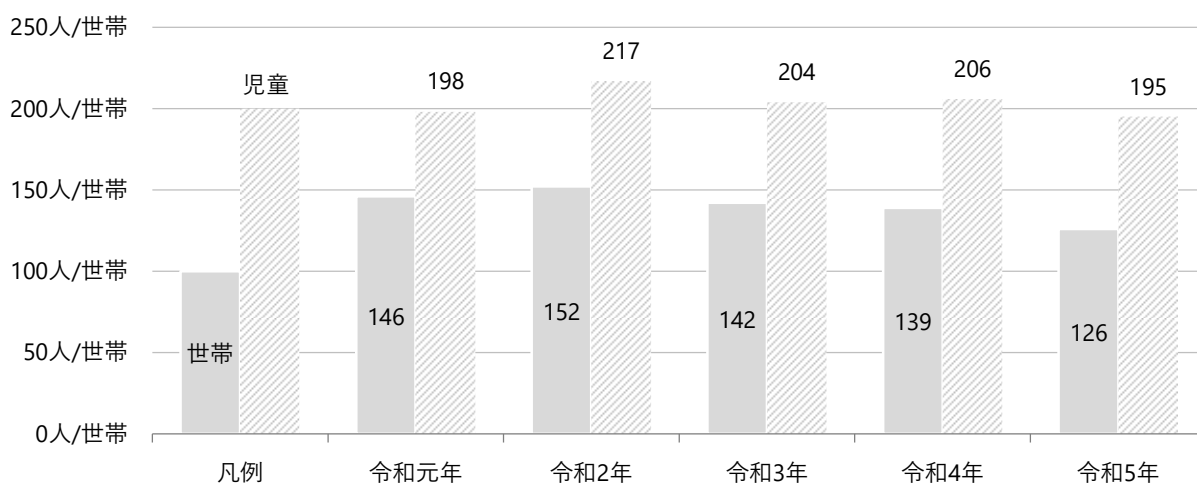


資料：児童扶養手当は町児童扶養手当台帳の現況届（各年 8 月 1 日現在）、
特別児童扶養手当は特別児童扶養手当事務取扱交付金交付申請に係る県データ（各年 4 月 30 日現在）

(4) 母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移

母子・父子家庭医療費助成世帯・児童についてはどちらも令和2年まで増加していたものの、令和3年以降は緩やかに減少しており、令和5年8月1日現在で 126 世帯、195 人となっています。

■母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移



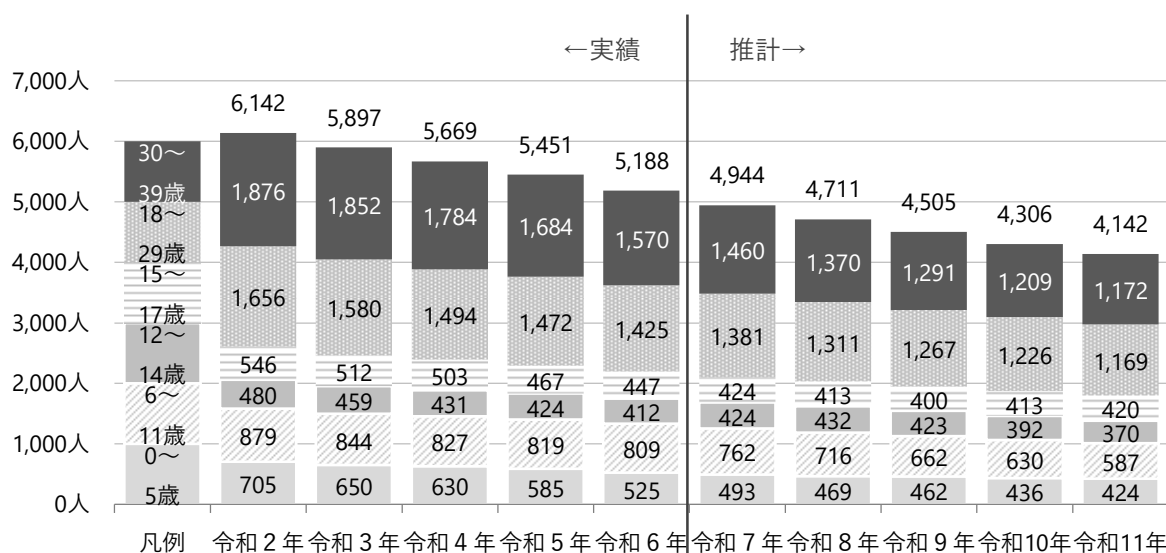
資料：県単医療システム（各年 8 月 1 日現在）

3 こども・若者の状況

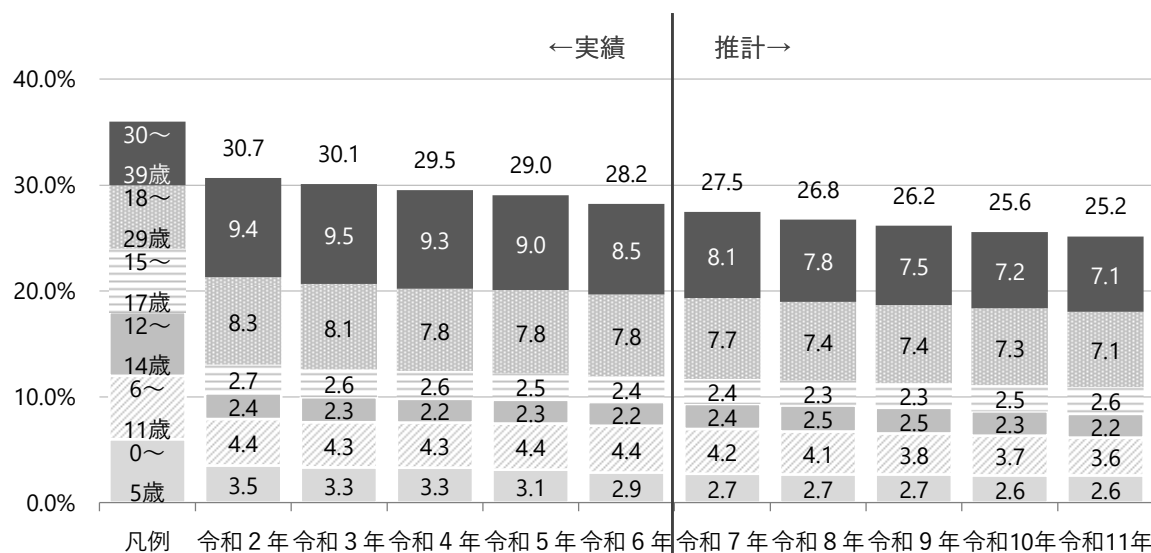
(1) こども・若者人口の推移・推計

こども・若者人口については総人口と同様に年々減少しており、令和7年には5千人を割り、令和11年には総人口の約4分の1となるが見込まれています。

■こども・若者人口の推移・推計



■総人口に占めるこども・若者人口割合の推移・推計



資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出

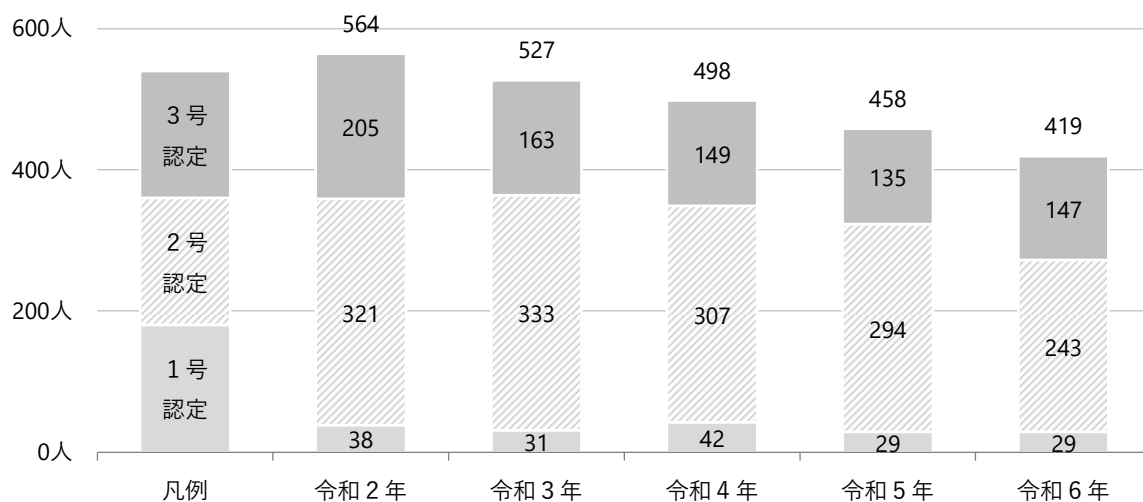
※こども・若者人口：40歳未満の人口

(2) 就学前児童の状況

認定区分ごとのこどもの数については、1号認定は令和4年に大きく増加したものの、令和5年以降は令和3年の水準に戻っています。一方、2号認定と3号認定は年々減少しています。

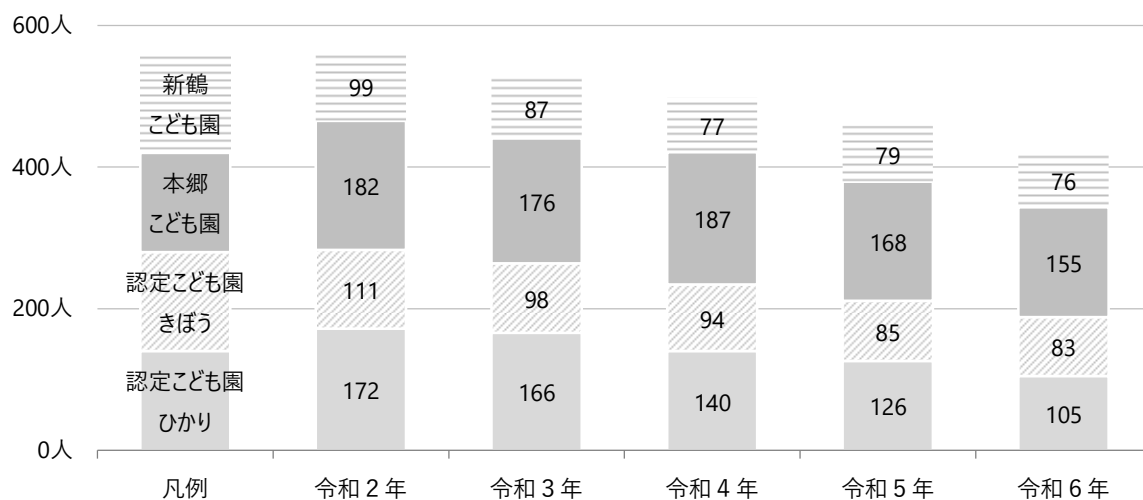
また、町内の認定こども園の入園児数は、いずれの園においても年々減少しています。

■認定区分ごとのこども数の推移



資料：福祉行政報告例（各年4月1日現在）

■町内のこども園ごとの入園児数の推移



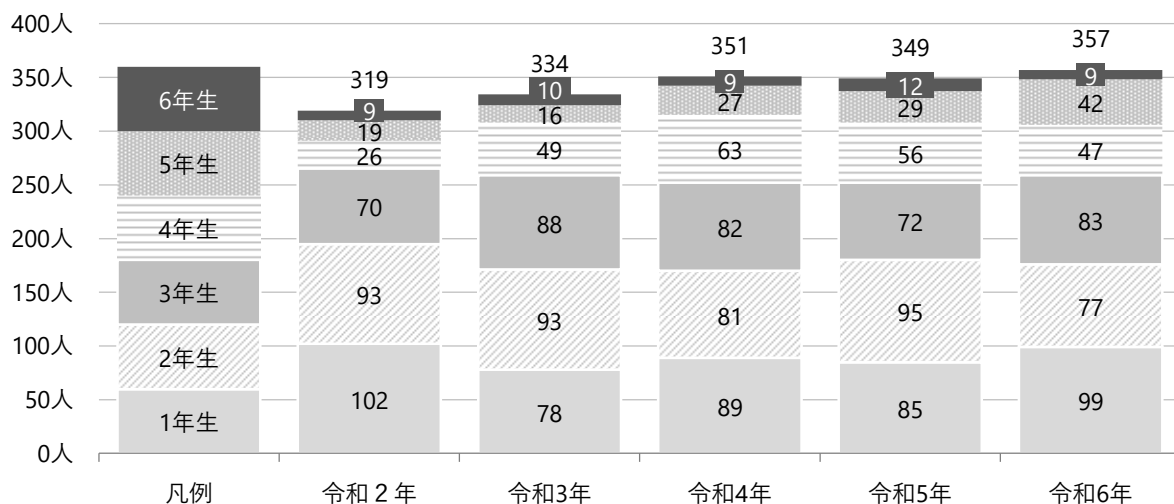
資料：こども教育課（各年4月1日現在）

※認定区分：1号認定（3～5歳、教育のみ）2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要性あり）

(3) 学童保育の推移

学童保育の利用人数については年々増加しており、令和6年5月1日現在で 357 人となっています。内訳をみると、1～4年生と6年生では変動はあるもののほぼ横ばいで推移しており、5年生では令和3年以降年々緩やかに増加しており、令和6年には 42 人となっています。

■学童保育の利用人数の推移

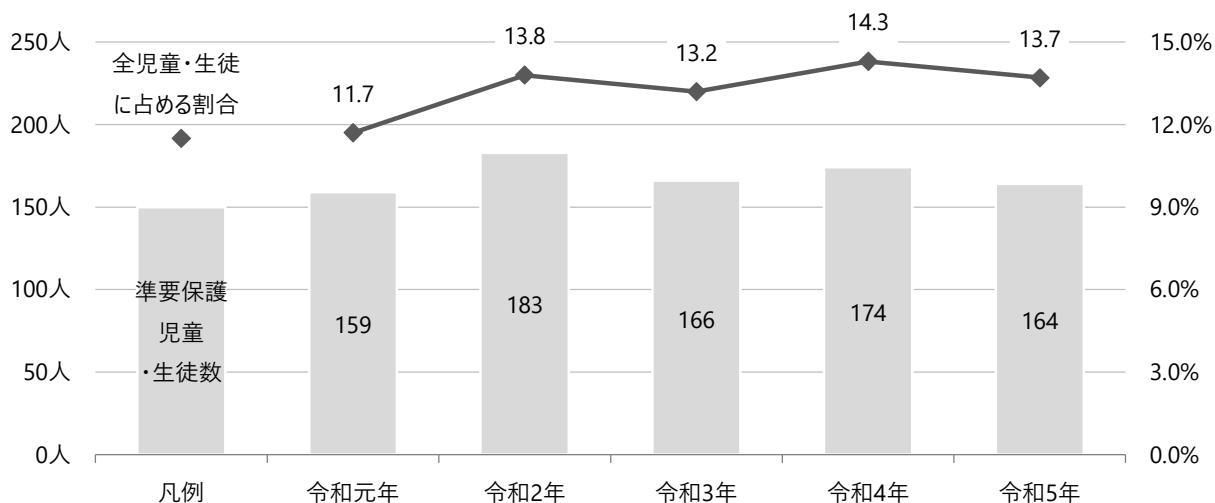


資料：放課後児童クラブ登録児童数等把握調査（毎年5月1日現在）

(4) 準要保護児童・生徒の推移

準要保護児童・生徒数については、令和2年以降ほぼ横ばいで推移しており、全児童・生徒に占める割合も同様の傾向となっています。

■準要保護児童・生徒数の推移



資料：こども教育課（各年3月末日時点）

※準要保護児童・生徒：生活保護世帯に準ずる経済的に厳しい世帯の児童・生徒

(5) 児童虐待の推移

児童虐待の件数については年々減少傾向となっており、令和5年には7件となっています。

内訳をみると、種類別では「ネグレクト(育児放棄)」、年齢別では「小学生」が最も多くなっています。

■児童虐待の種類の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体的	8	0	0	4	2
性的	0	0	0	0	0
心理的	1	2	0	1	4
ネグレクト(育児放棄)	4	8	4	2	1
合計	13	10	4	7	7

資料：福祉行政報告

■児童虐待の年齢別の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～3歳	2	4	0	1	3
4歳～就学前児童	5	2	0	1	0
小学生	5	4	3	4	4
中学生	1	0	1	1	0
高校生・その他	0	0	0	0	0
合計	13	10	4	7	7

資料：福祉行政報告

(6) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

令和6年4月1日現在、スクールソーシャルワーカーは1名、スクールカウンセラーは5名配置しています。

■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

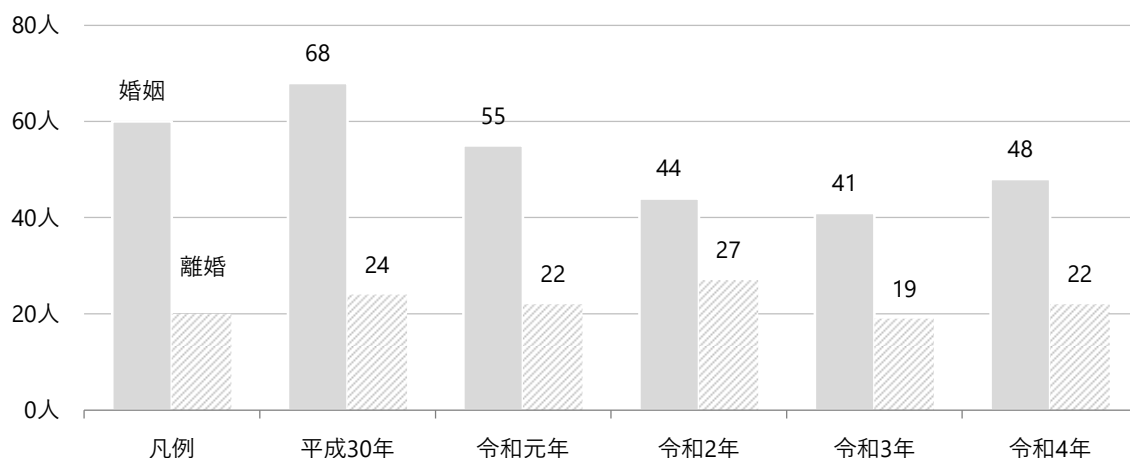
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
スクールソーシャルワーカー	1	1	1	1	1	1
スクールカウンセラー	6	6	6	6	6	5

資料：こども教育課（各年4月1日現在）

(7) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数は平成30年から令和3年にかけて減少したものの、令和4年には微増となっています。一方、離婚件数は20件前後でほぼ横ばいとなっています。

■婚姻・離婚の推移



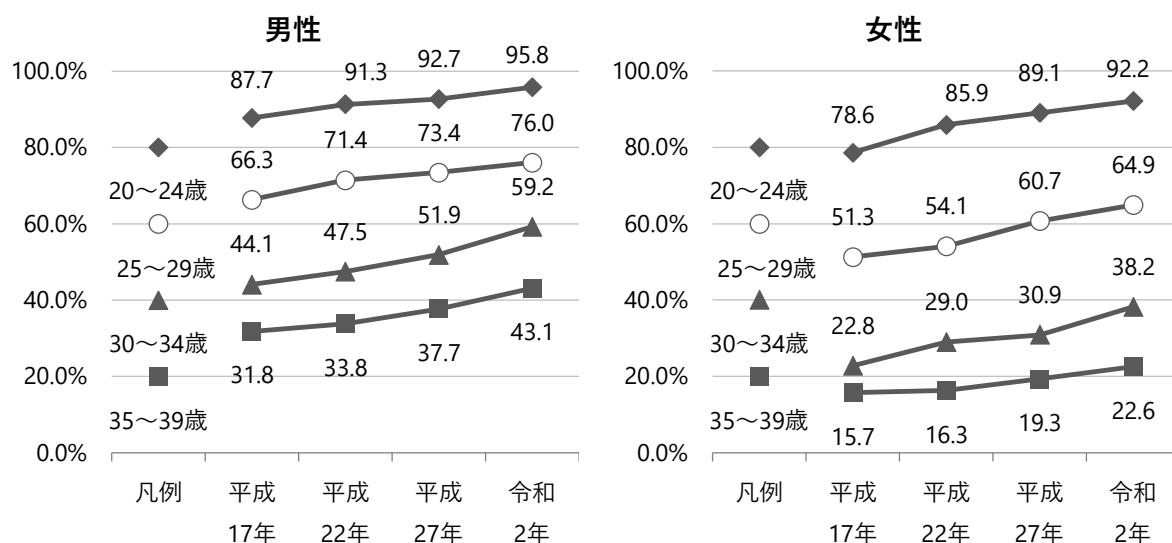
資料：人口動態統計

(8) 未婚率の推移

未婚率は、男性・女性ともに上昇しています。

25～29歳では、男性は平成17年の44.1%から令和2年には59.2%、女性では平成17年の22.8%から令和2年には38.2%と、いずれも約15%上昇しています。

■若年層の未婚率の推移



資料：国勢調査

4 こども・子育てに関する実態と意向

(1) 実施目的

本調査は、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、次期計画として新たに“子どもの貧困対策計画”“子ども・若者計画”を包含する「会津美里町こども計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定するため、こども・子育て家庭や若者の生活状況等をおうかがいし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。

(2) 調査設計

①子ども・子育てニーズ調査

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	町内在住の就学前のお子さんをもつ保護者（無作為抽出）	町内在住の小学生のお子さんをもつ保護者（無作為抽出）
調査期間	令和6年2月29日（木）～3月25日（月）	
調査方法	保護者連絡システムによるQRコードを使用したWEB調査	

②子どもの生活実態調査

項目	小学5年生、中学2年生の児童・生徒調査	小学5年生、中学2年生の保護者調査
調査対象者	町内在住の小学5年生・中学2年生の児童・生徒及び保護者（無作為抽出）	
調査期間	令和6年2月29日（木）～3月25日（月）	
調査方法	学校配布のタブレットを通じたWEB調査	保護者連絡システムによるQRコードを使用したWEB調査

③子ども・若者調査

項目	18歳～39歳調査
調査対象者	町内在住の18歳～39歳の方（無作為抽出）
調査期間	令和6年2月29日（木）～3月25日（月）
調査方法	郵送によるQRコードを使用したWEB調査

(3) 回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	500件	82件	16.4%
小学生児童保護者調査	800件	127件	15.9%
小学5年生、中学2年生の児童・生徒調査	295件	283件	95.9%
小学5年生、中学2年生の保護者調査	295件	118件	40.0%
18歳～39歳調査	1,000件	206件	20.6%

(4) 調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本資料内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの**第1位**に網掛けをしています。
- ◇集計対象者数（n値）が30件以下については、件数を併記しています。
- ◇その他回答等の記述式設問の回答はご回答いただいた原文のまま記入しています。

(5) 貧困・生活困難に関する分析の視点

①分析の視点

今回実施した調査のうち、小学5年生と中学2年生の児童・生徒及び保護者向けに行った調査については、調査の目的から世帯の経済状況を区分して分析するための視点を設定する必要があります。設定にあたっては、先行する同種の自治体調査において用いられている代表的な視点を踏まえ、生活困難層と非生活困難層を比較分析しました。

②生活困難層の算定方法

相対的貧困世帯の算定は、国の「子供の生活状況調査」を参考に、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準と定義しました。本調査においては、保護者調査で税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこで、相対的貧困水準の算定に対応する可処分所得を概算したうえで、生活困難層となる区分を選定しました。

■子どもの生活実態調査における貧困層の割合

種 別	非生活困難層	生活困難層	不明・無回答	合計
小学5年生、中学2年生の 児童・生徒調査	144件 (50.9%)	28件 (9.9%)	111件 (39.2%)	283件 (100.0%)
小学5年生、中学2年生の 保護者調査	89件 (75.4%)	18件 (15.3%)	11件 (9.3%)	118件 (100.0%)

※「小学5年生、中学2年生の保護者調査」でお聞きしている世帯収入から生活困難層を算定し、こどもと保護者の回答を付き合わせ、「小学5年生、中学2年生の児童・生徒調査」における生活困難層を算定しました。なお、児童・生徒と保護者いずれかの調査票しか回答がない場合、付き合わせができないため、不明・無回答が多くなっています。

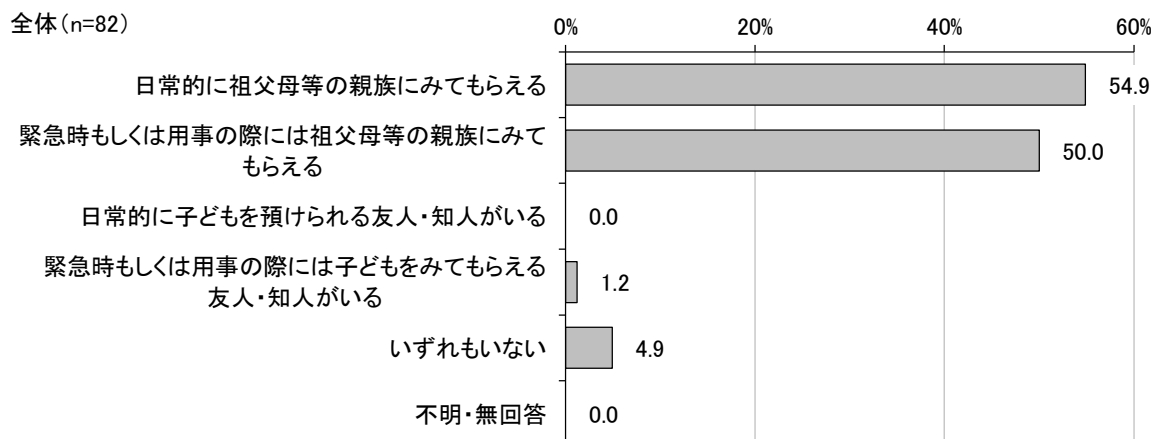
(6) 子ども・子育てニーズ調査結果概要

①子育て環境について

①日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまる番号すべてに○)

【就学前保護者】

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.9%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 50.0%、「いずれもない」が 4.9%となっています。

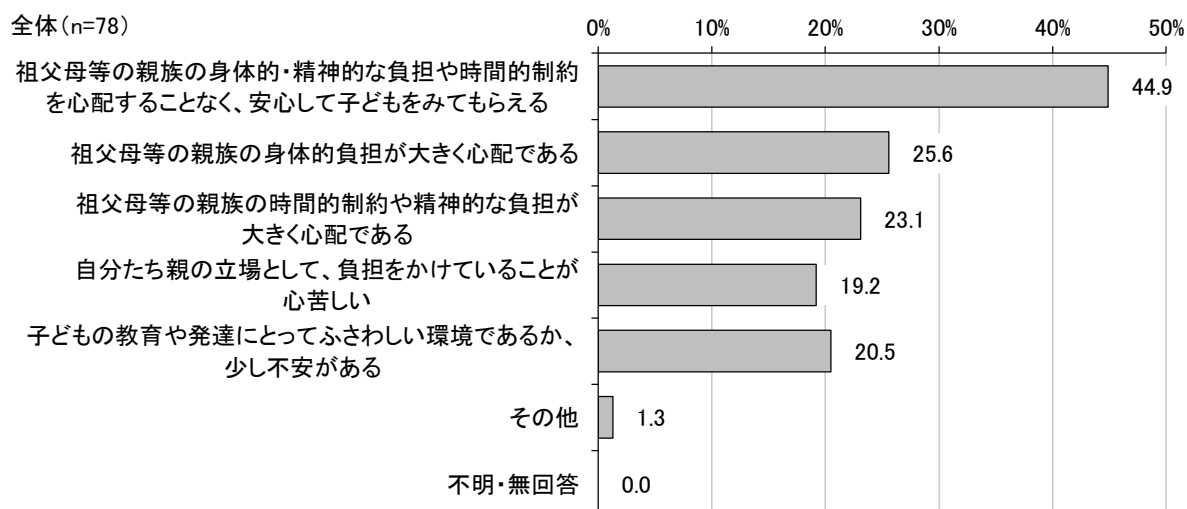


①で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方

②祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

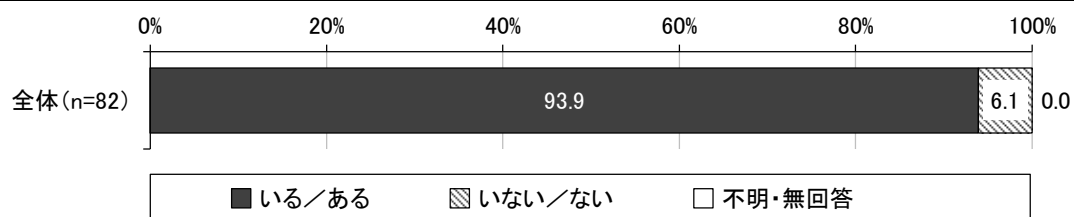
(あてはまる番号すべてに○) 【就学前保護者】

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 44.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が 25.6%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 23.1%となっています。



③お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（1つに○）【就学前保護者】

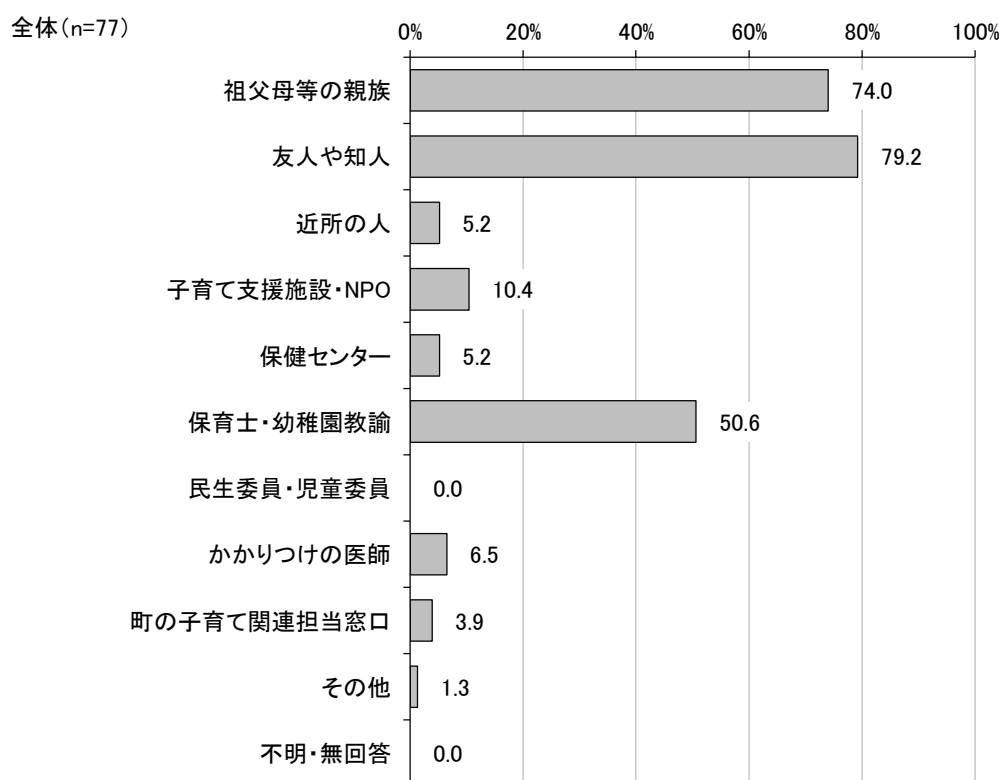
「いる／ある」が93.9%、「いない／ない」が6.1%となっています。



③で「いる／ある」に○をつけた方

④お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（あてはまる番号すべてに○）【就学前保護者】

「友人や知人」が79.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が74.0%、「保育士・幼稚園教諭」が50.6%となっています。



⑤子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。【就学前保護者】（一部抜粋）

【預かりサービス】

- 土曜日を仕事の場合のみと制限するのは、困る。給食費も払っているので、もっと柔軟に対応してほしい。
- 土曜日、日曜日、祝日など仕事が休みではない親もいるのでそういう時に見てもらえる環境づくりをしてほしい。
- 突発的な用事などができた時に、当日でもすぐに預かってくれるような場所がもっとあるとよい。支援センターなどは基本前日までの予約なので。
- 急な場合に預かってもらえる所があると助かります。
- 子どもが0歳、1歳の時の母親の自分時間確保のため、理由を問わず一時預かりを月1回でも無料で利用できる制度があれば嬉しい。リフレッシュのために利用するのは気がひける人もいると思うので。
- シングルマザーということもあり、実家で暮らしているが、家族の負担も気にしてしまう。こども園という存在はともありがたいが、病児(体調が悪くなっても)は預けられないから仕事を休まざるを得ない。(家族はまだ働いている)。急に必要になった時にすぐに対応できるサポート(特に病児対応)があると助かる(明日みてもらいたいとか...)。仕方ないことなのは重々承知していますが...美里の子育て支援センターは病児だからと断られたことがありました。その時はなんだか八方塞がりな気になり、落ち込んだのを覚えています。

【認定こども園】

- 出産後も継続してこども園に預けられるような制度にして欲しい。
- こども園で、集団生活をしている中で、挨拶、規則を守ること、自由ばかりでは、小学校に入学後の子どもたちが可哀想です。
- 保育料の無料化。こども園職員の人員補充。
- 実際に経験したのですが、こども園に通う子どもが1号認定(延長保育ができませんでした。)の際に、小学校の説明会等があり、家で見てもらえる人もいない、小学校に連れていくことも断られました。こういう時にこども園で見てもらえるシステムがあったら助かります。すすくすくハウスの利用を促されましたが、すぐ行ける距離でも無いので不便でした。サポートをもう少し手厚くして頂けたら助かる人が増えると思います。
- こども園に預けるようになってから、月一で通っていた保健師さんとの相談を受ける機会がない。(平日に行われているため)土曜にも開催してもらえるとありがたい。こども園に対するもやもやを吐き出す場所が欲しい。すすくすくなどの支援センターなどで言うのがいいかと思うが、なかなか行けない。

【情報提供】

- 町でいろいろ教室などは開いてもらっているが、その教室がなんのために、どういう基準などで行ったらいいかなどが、保健師さんに聞くまでわからなかった。説明や資料の補足などあったらわかりやすかったと思います。
- ファミリーサポートセンターがとてもありがたいですが、知っている人が少なすぎます。もう少し広がれば、困っているご家庭にサポートが届くのではないかとおもいます。
- 情報だけで十分助かっています。現在は末子が5歳になり、困っていることはほぼありません。高みを望めばもっと必要なことはあるかもしれませんが、サポートは充分利用しています。(子育てコンサートや町のスキー教室、お琴教室、和太鼓など)
- 地域の補助内容。
- 子どももカットOK!騒いでも泣いても大丈夫ですよ、みたいな美容室(床屋)の案内が広報などであったらいいなと思います。

【相談支援】

- すくすくハウスのような子育て支援施設で、保育士さんや保健師さん等、子育てのプロにアドバイスをきいたり、悩みをきいてもらえるとありがたいと思う。
- 気軽に相談できるような環境。例えば、こども園に行ってる場合は定期的に面談するなど。送迎の時などは忙しそうに相談をなかなか出来ない。
- 何かあった時に、気兼ねなく助けてと言える環境があるといいと思います。ギリギリになってからでないと相談できない、親身になってもらえない状況は子どもにも悪影響を与えたいと思います。些細なことでも相談できる場所や相手がいれば心強いし、必要なサービスや支援を適切に受けられるきっかけになるのではないかと思います。
- 気軽な相談窓口。直接というよりLINE等でできると気軽に相談できる。相談したい時はあってもその相談のために時間を割いたり、知らない人と面と向かって話したりするのはしんどい時も。

【遊び場の確保】

- 子どもが楽しく遊べる環境をつくるサポート。
- もっと遊べる場所が欲しい。
- 子どもと自由に過ごせる場所があればいい。
- 屋内遊び場。

【経済的支援】

- 金銭面のサポート。
- 特に核家族だと、親自身が仕事と家事で忙殺されて子どもとゆっくり過ごす時間を取りにくいので、子どもを見てもらえるサポートもありがたいが家事代行のサービスとそれに対する補助があってもいいのではないかな。
- 習い事の援助。

【緊急時・見守り】

- 緊急時に迎えに行ってもらえるサポートは預け先が確保できない時に助かる。
- 緊急時（災害時等）に声をかけてもらうなど。
- 本人が地域の一員であることを認識するような声かけや人間関係の構築。

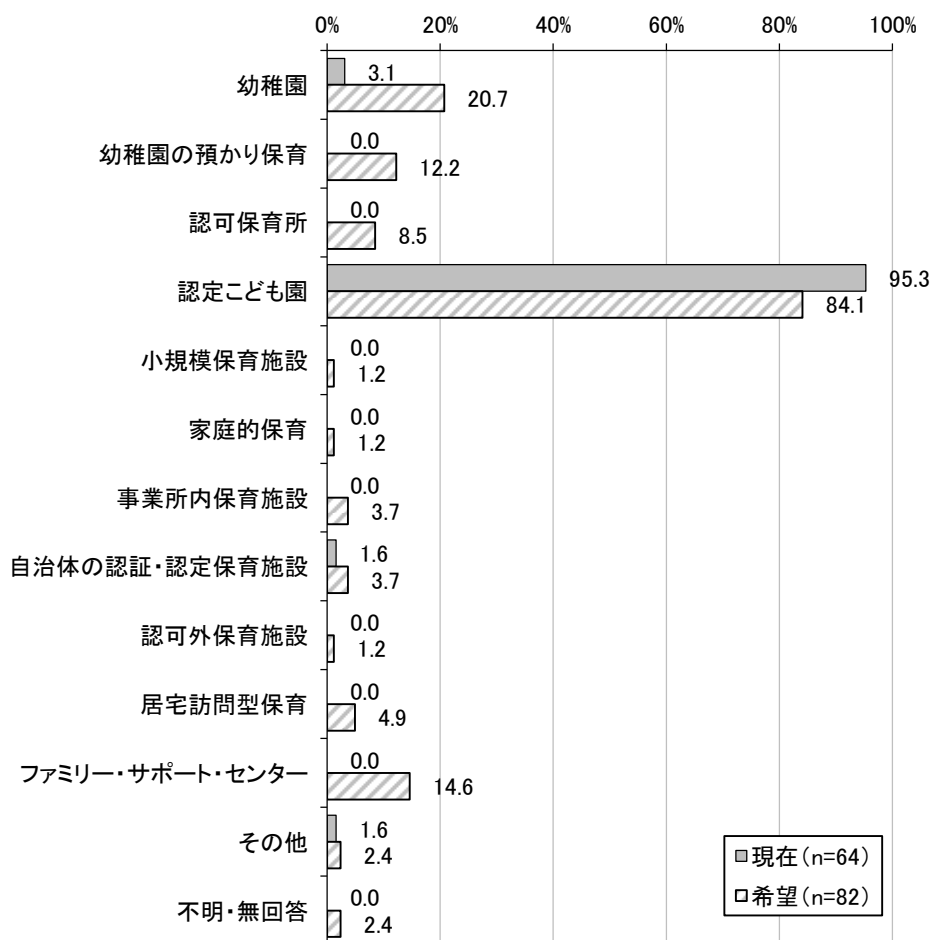
②教育・保育事業の利用状況について

①お子さんの平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望（あてはまる番号すべてに○）

【就学前保護者】

利用状況では、「認定こども園」が95.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が3.1%、「自治体の認証・認定保育施設」が1.6%となっています。

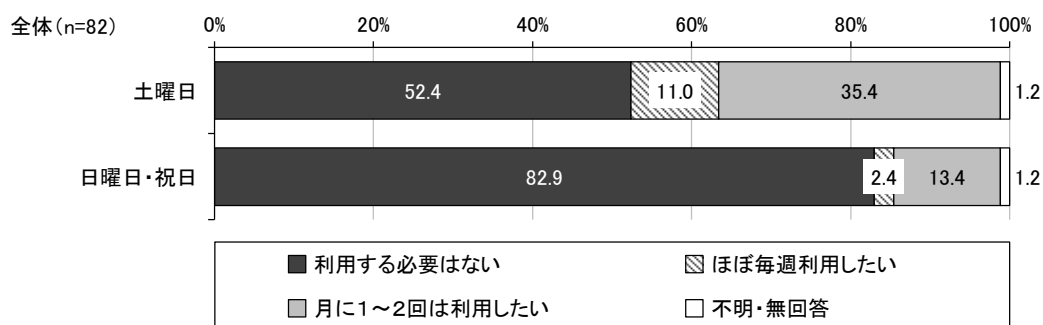
利用希望では、「認定こども園」が84.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が20.7%、「ファミリー・サポート・センター」が14.6%となっています。



②お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。【就学前保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 52.4%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 35.4%、「ほぼ毎週利用したい」が 11.0%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 82.9%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 13.4%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.4%となっています。



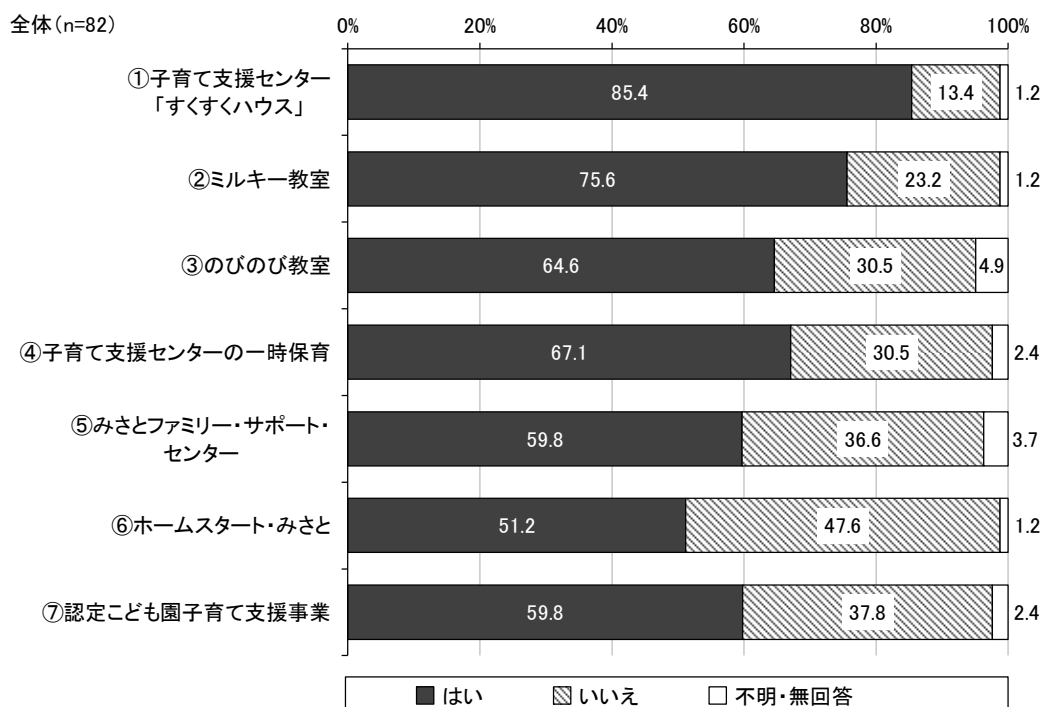
③地域の子育て支援事業の利用状況について

①下記の事業で知っているものや、今後、利用したいと思うものをお答えください。

(①～⑦の事業ごと、「はい」「いいえ」のいずれかに○)【就学前保護者】

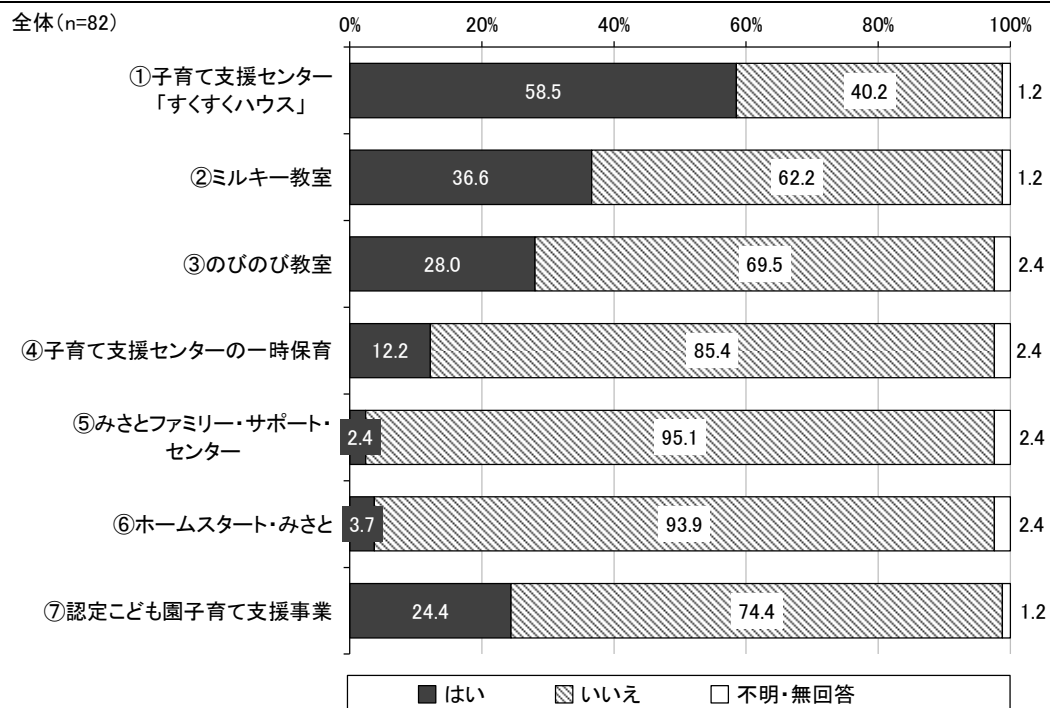
認知度

認知度については、いずれの事業においても「はい」（知っている）が5割以上となっており、〔①子育て支援センター「すくすくハウス」〕〔②ミルキー教室〕では7割以上と高くなっています。



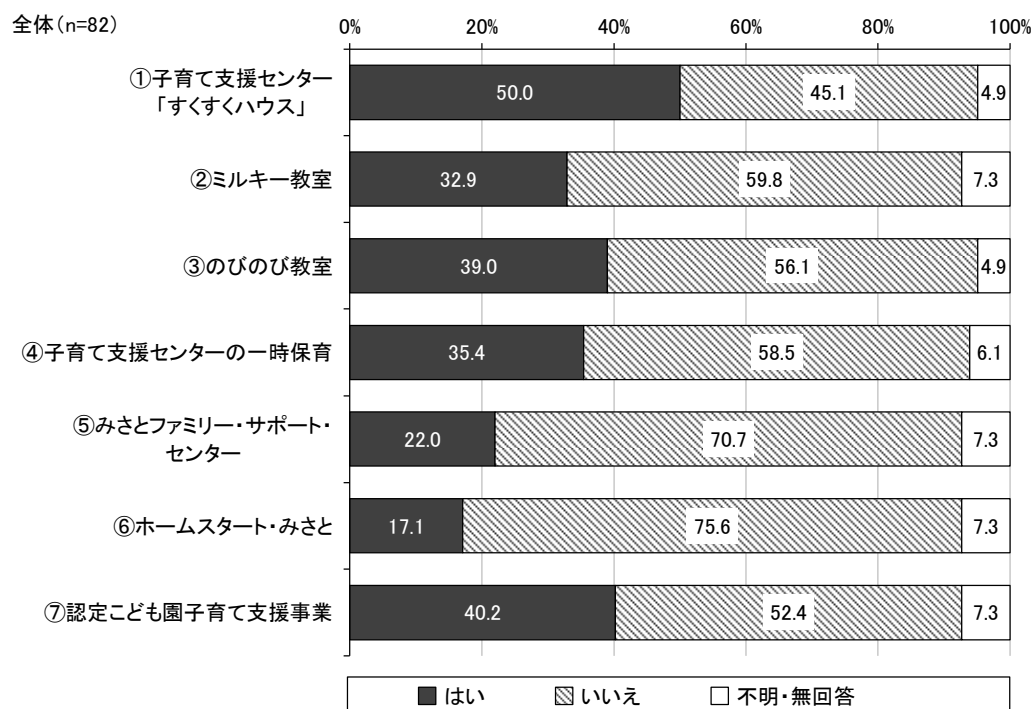
利用経験

利用状況については、〔①子育て支援センター「すくすくハウス」〕で「はい」（利用したことがある）が5割以上となっています。



利用意向

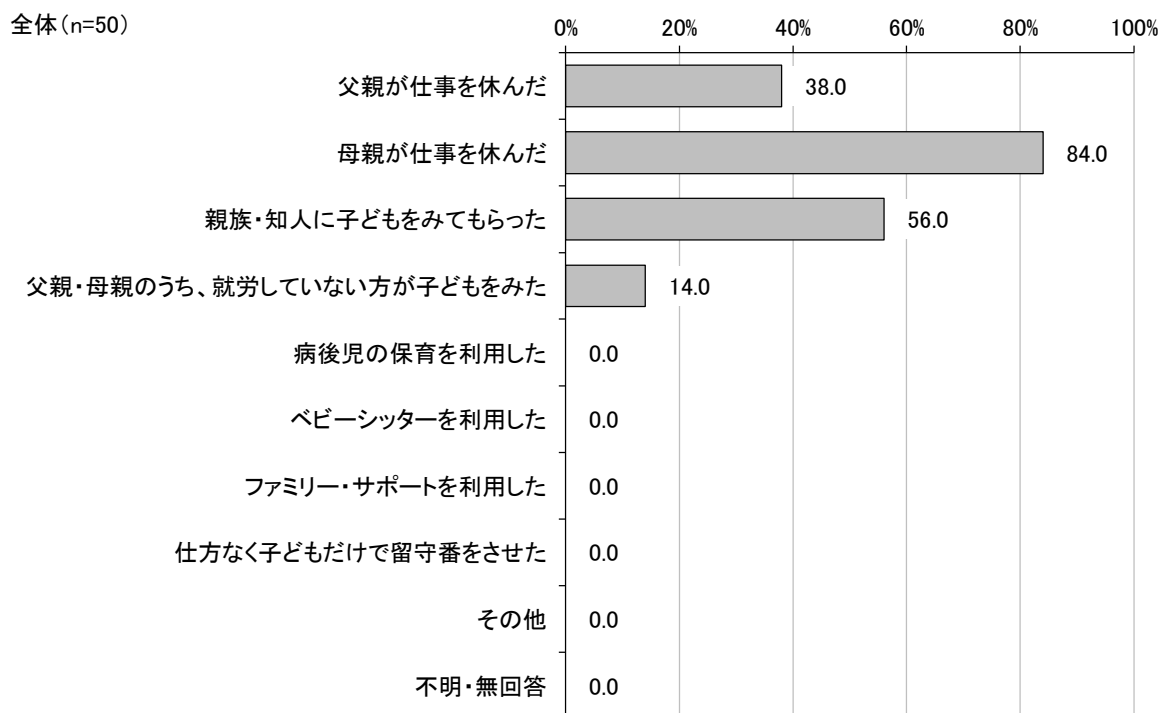
今後の利用意向については、〔①子育て支援センター「すくすくハウス」〕で「はい」（利用したい）が5割となっています。



④病気の際の対応について

①お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに○)【就学前保護者】

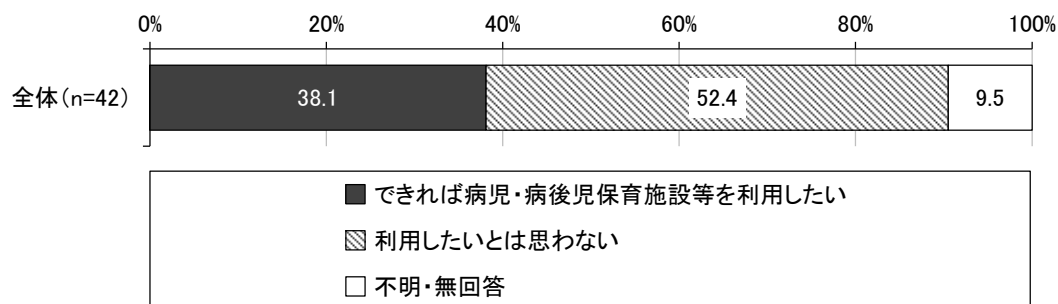
「母親が仕事を休んだ」が84.0%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が56.0%、「父親が仕事を休んだ」が38.0%となっています。



①で「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」のいずれかに○をつけた方

②その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。
(1つに○)【就学前保護者】

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.1%、「利用したいとは思わない」が52.4%となっています。



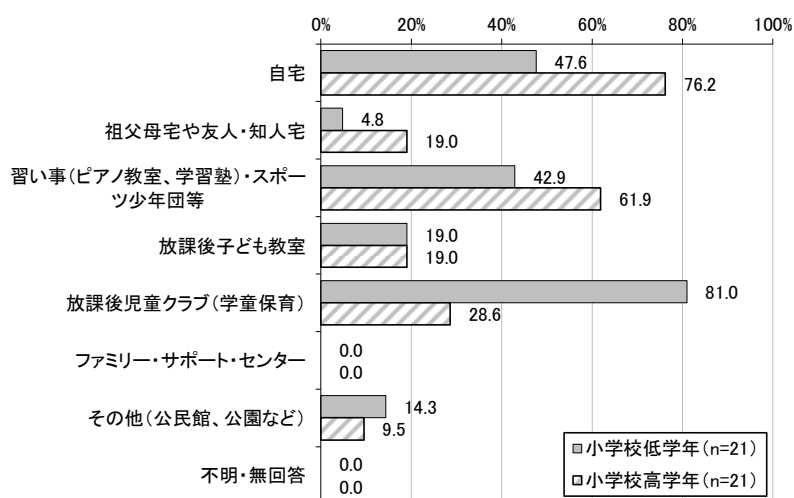
⑤放課後の過ごし方の希望について

①放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまる番号すべてに○）

【就学前保護者】

小学校低学年（１～３年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 81.0％（17 件）と最も高く、次いで「自宅」が 47.6％（10 件）、「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 42.9％（9 件）となっています。

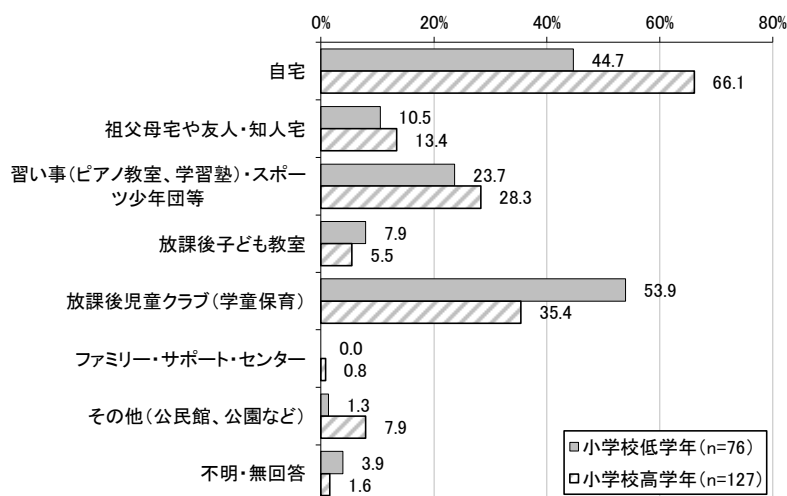
小学校高学年（４～６年生）では、「自宅」が 76.2％（16 件）と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 61.9％（13 件）、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 28.6％（6 件）となっています。



【小学生保護者】

小学校低学年（１～３年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 53.9％と最も高く、次いで「自宅」が 44.7％、「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 23.7％となっています。

小学校高学年（４～６年生）では、「自宅」が 66.1％と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 35.4％、「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 28.3％となっています。



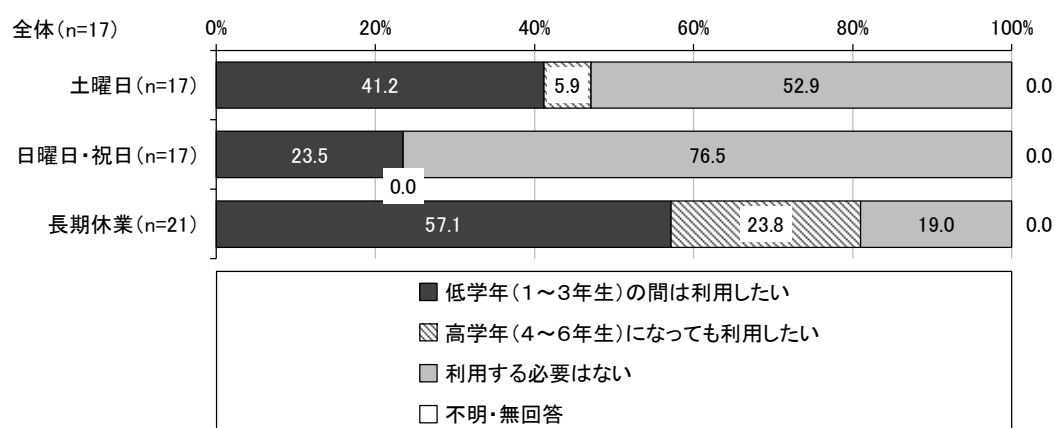
②お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日・長期休業期間中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(1つに○)

【就学前保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 52.9% (9 件) と最も高く、次いで「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 41.2% (7 件)、「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 5.9% (1 件) となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 76.5% (13 件) と最も高く、次いで「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 23.5% (4 件) となっています。

長期休業期間中では「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 57.1% (12 件) と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 23.8% (5 件)、「利用する必要はない」が 19.0% (4 件) となっています。

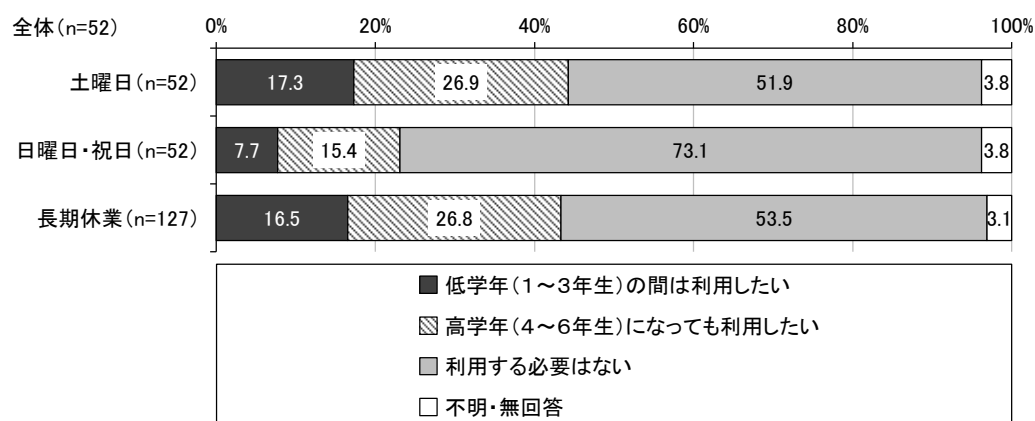


【小学生保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 51.9% と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 26.9%、「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 17.3% となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 73.1% と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 15.4%、「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 7.7% となっています。

長期休業期間中では「利用する必要はない」が 53.5% と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 26.8%、「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 16.5% となっています。



⑥育児休業について

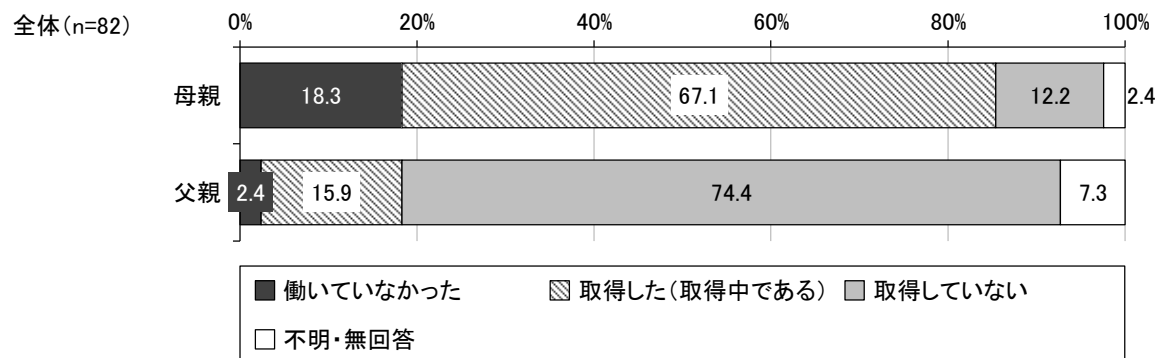
①お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

【就学前保護者】

■育児休業の取得状況（1つに○）

母親では「取得した（取得中である）」が67.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」が18.3%、「取得していない」が12.2%となっています。

父親では「取得していない」が74.4%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が15.9%、「働いていなかった」が2.4%となっています。

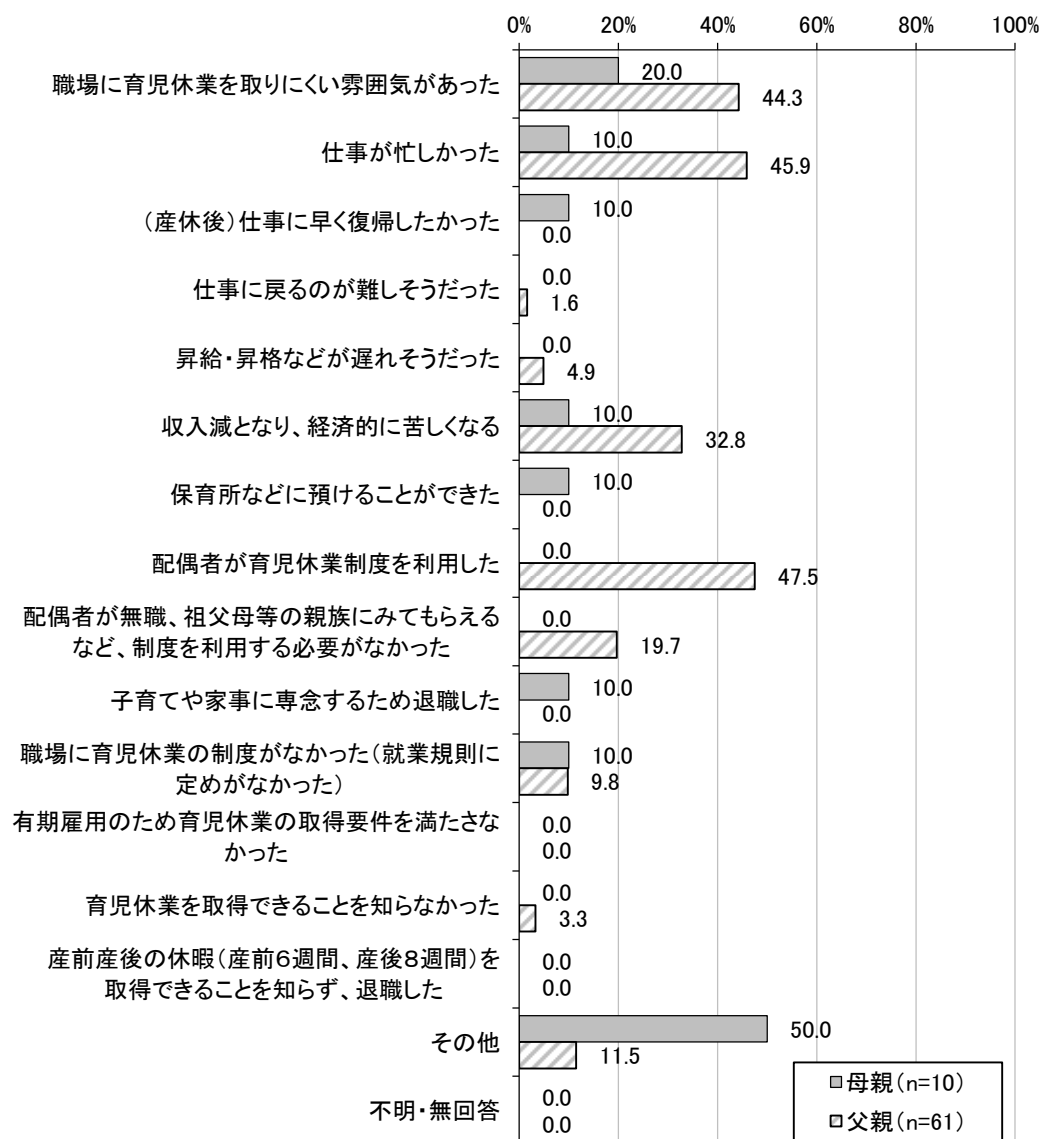


「取得していない」に○をつけた方

■取得していない理由（あてはまる番号すべてに○）

母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 20.0%（2 件）、「仕事が忙しかった」「（産休後）仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 10.0%（1 件）となっています。

父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が 47.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 45.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 44.3%となっています。

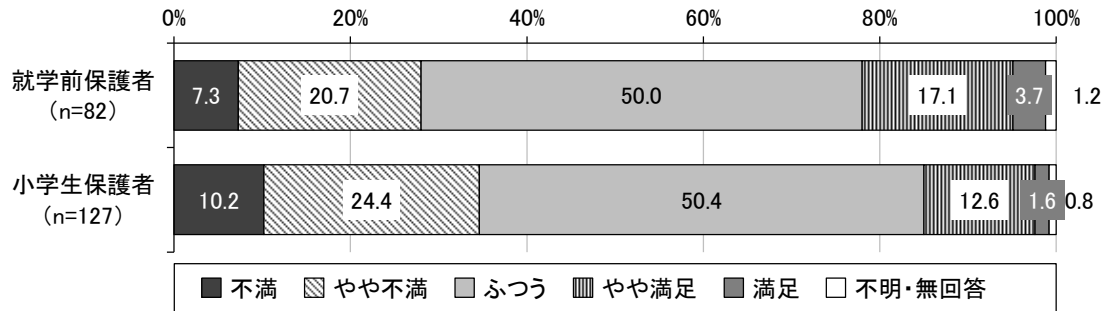


⑦子育て支援策について

①お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

就学前保護者では、「ふつう」が 50.0%と最も高く、次いで「やや不満」が 20.7%、「やや満足」が 17.1%となっています。

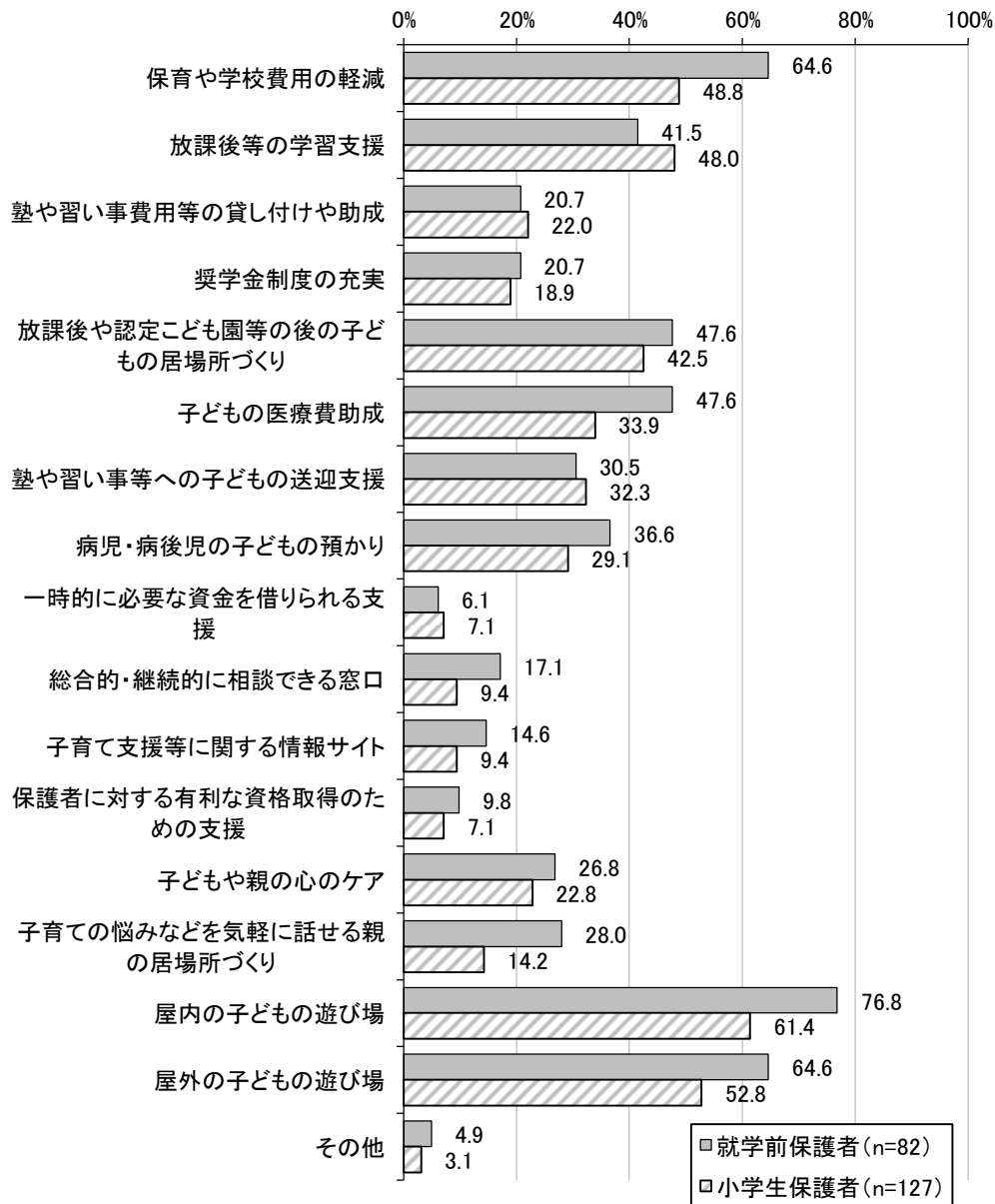
小学生保護者では、「ふつう」が 50.4%と最も高く、次いで「やや不満」が 24.4%、「やや満足」が 12.6%となっています。



②あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。
(あてはまる番号すべてに○)

就学前保護者では、「屋内の子どもの遊び場」が 76.8%と最も高く、次いで「保育や学校費用の軽減」「屋外の子どもの遊び場」が 64.6%となっています。

小学生保護者では、「屋内の子どもの遊び場」が 61.4%と最も高く、次いで「屋外の子どもの遊び場」が 52.8%、「保育や学校費用の軽減」が 48.8%となっています。



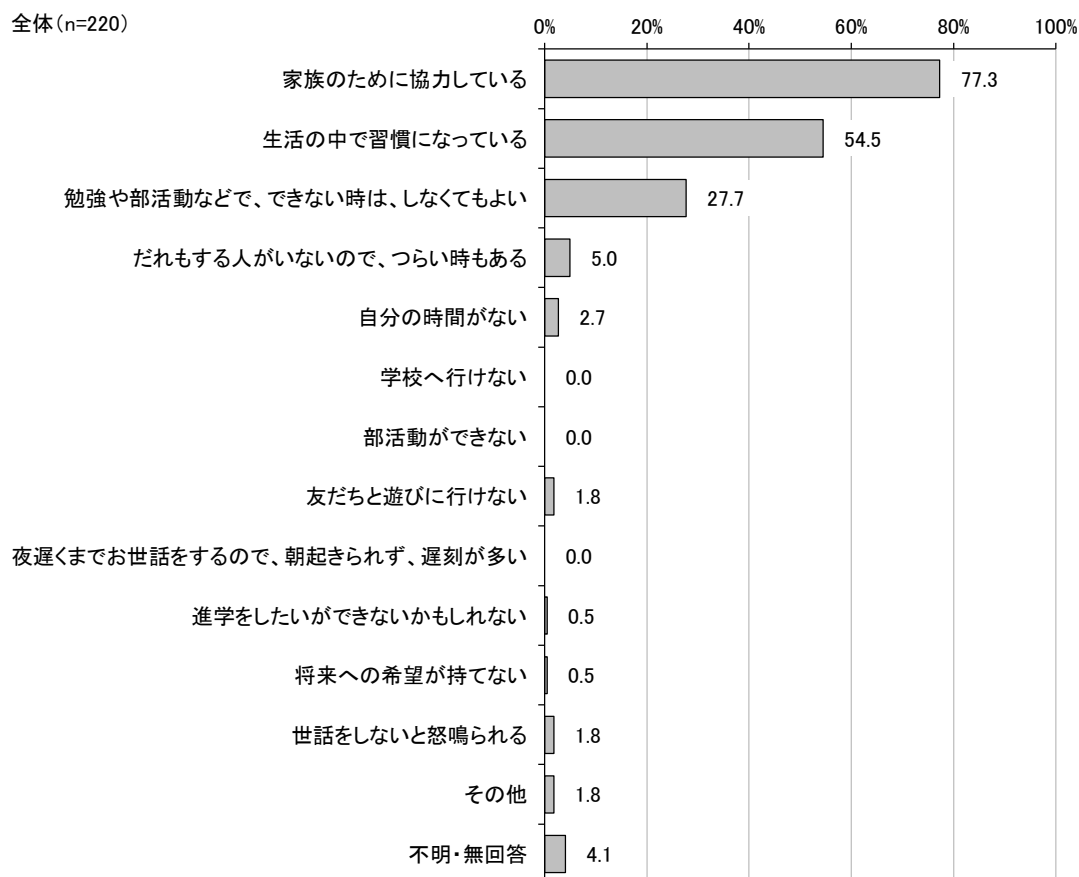
(7) 子どもの生活実態調査結果概要

①生活状況について

①家で決まっているお手伝い（お世話）をどう思っていますか、またお手伝いにより困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）【児童・生徒】

「家族のために協力している」が 77.3%と最も高く、次いで「生活の中で習慣になっている」が 54.5%、「勉強や部活動などで、できない時は、しなくてもよい」が 27.7%となっています。

生活状況別にみると、[非生活困難層][生活困難層]ともに「家族のために協力している」が最も高くなっています。

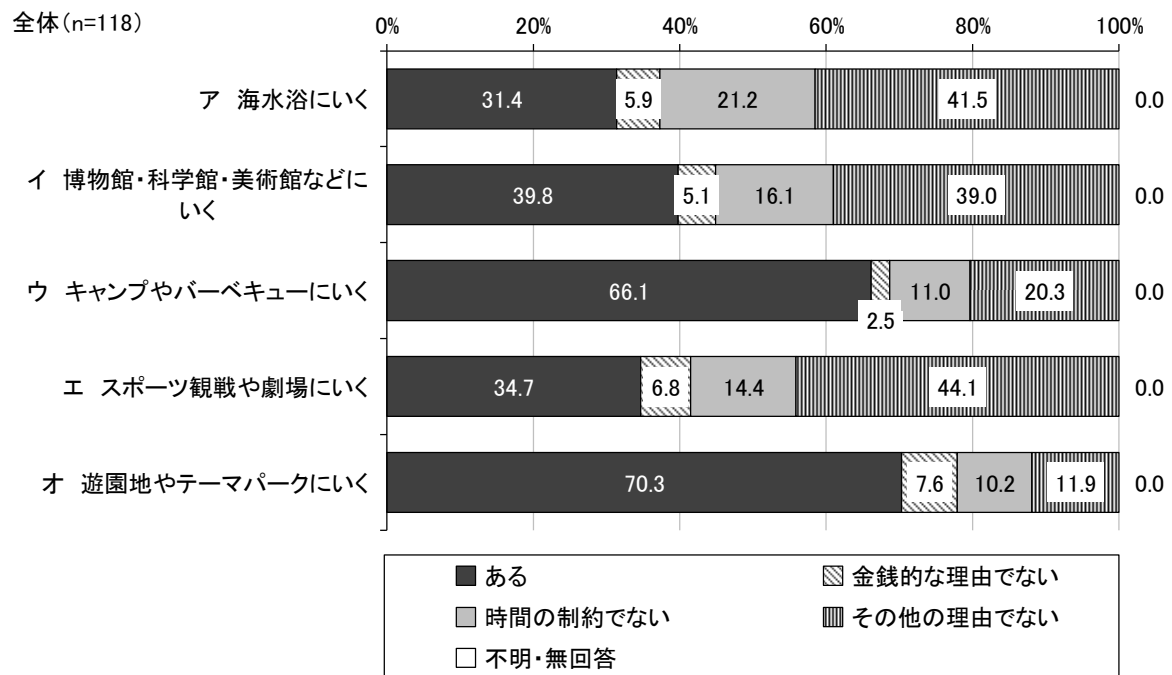


単位: %		家族のために協力している	生活の中で習慣になっている	勉強や部活動などで、できない時は、しなくてもよい	だれもする人がいないので、つらい時もある	自分の時間がない	学校へ行けない	部活動ができない	友だちと遊びに行けない	夜遅くまでお世話をするので、朝起きられず、遅刻が多い	進学をしたいができないかもしれない	将来への希望が持てない	世話をしないと怒鳴られる	その他	不明・無回答
全体 (n=220)		77.3	54.5	27.7	5.0	2.7	0.0	0.0	1.8	0.0	0.5	0.5	1.8	1.8	4.1
状況別	非生活困難層 (n=115)	80.0	54.8	27.8	4.3	1.7	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.9	3.5	2.6
	生活困難層 (n=22)	81.8	63.6	36.4	13.6	13.6	0.0	0.0	4.5	0.0	4.5	4.5	9.1	0.0	0.0

②過去1年間に、お子さんと次のような体験をしたことがありますか。

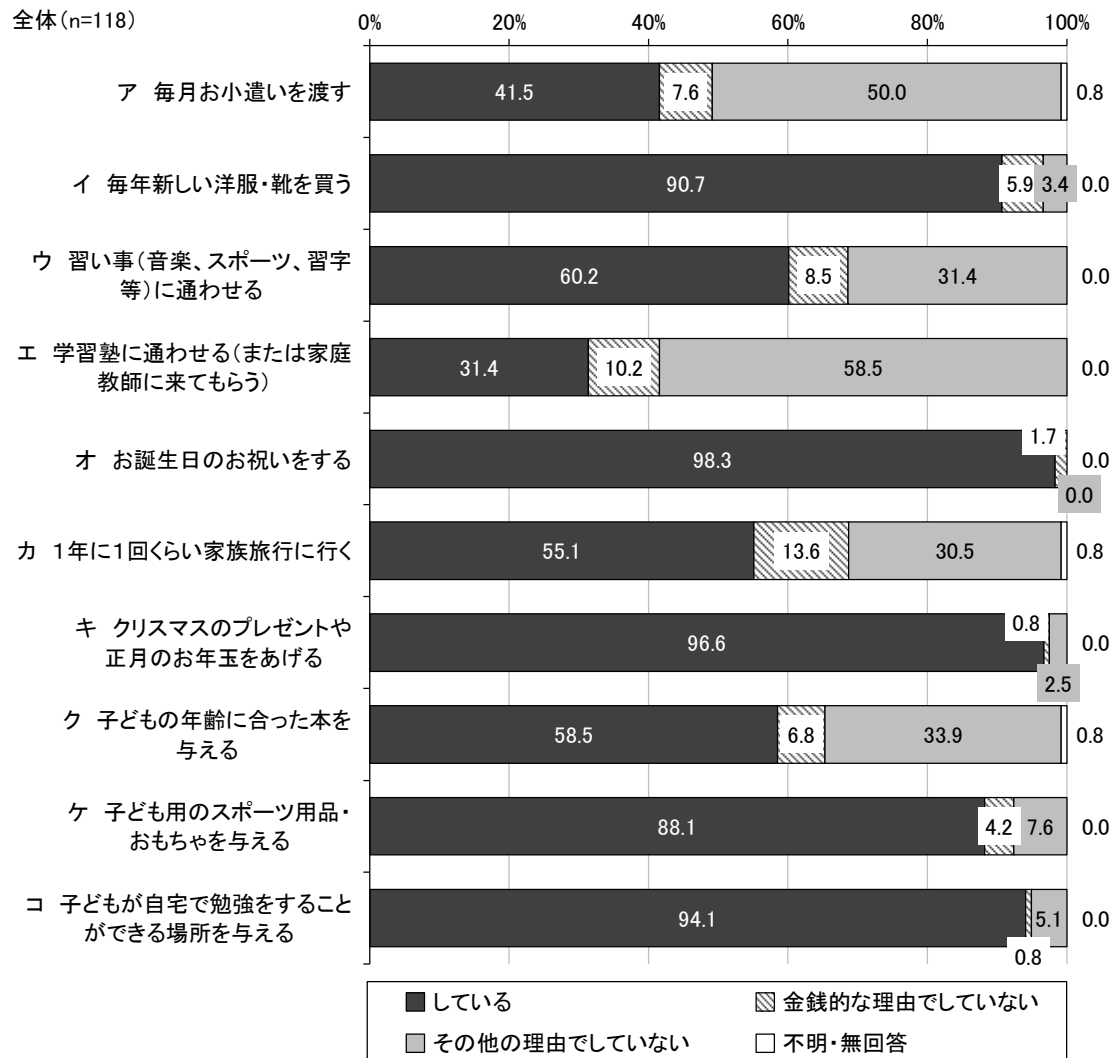
(次のア～オについて、それぞれ1つに○)【保護者】

「その他の理由でない」を除き、いずれの項目においても「ある」が最も高く、〔ウ キャンプやバーベキューに行く〕〔オ 遊園地やテーマパークに行く〕では6割以上となっています。



③お子さんに次のことをしていますか。(次のア～コについて、それぞれ1つに○)【保護者】

「その他の理由でしていない」を除き、いずれの項目においても「している」が最も高く、〔イ 毎年新しい洋服・靴を買う〕〔オ お誕生日のお祝いをする〕〔キ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる〕〔コ 子どもが自宅で勉強をすることができる場所を与える〕では9割以上となっています。

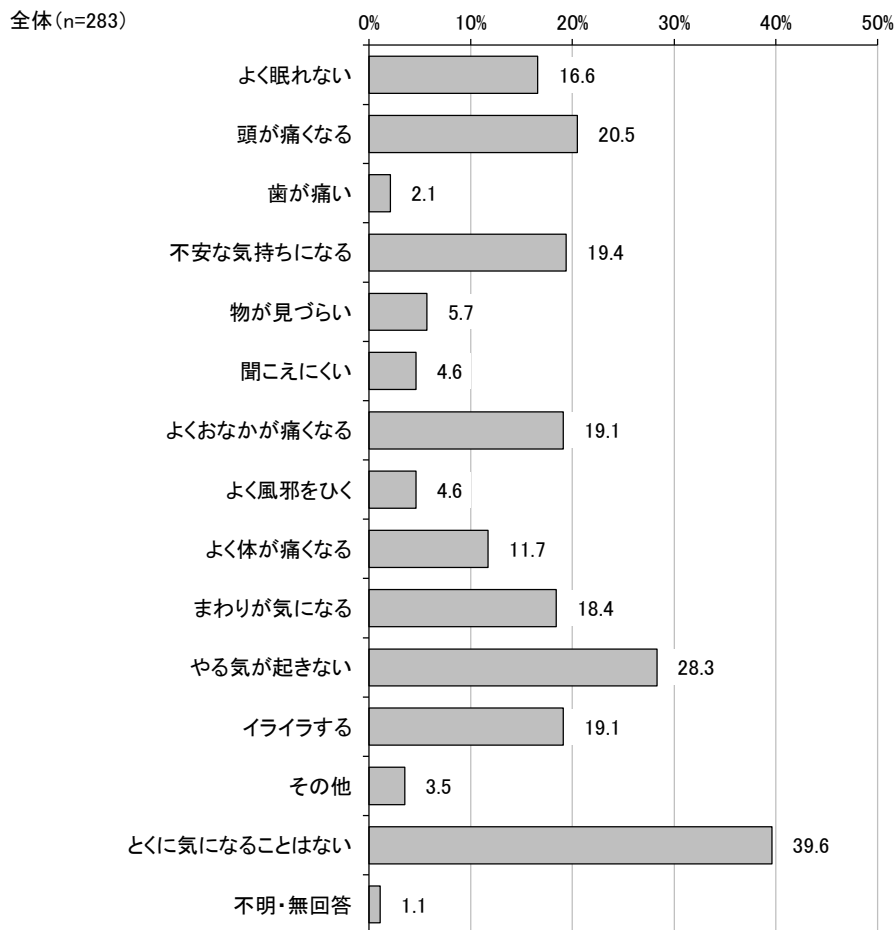


②体や心について

① 自分の体や気持ちで気になることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

【児童・生徒】

「とくに気になることはない」が39.6%と最も高く、次いで「やる気が起きない」が28.3%、「頭が痛くなる」が20.5%となっています。



生活状況別にみると、[非生活困難層]では「とくに気になることはない」、[生活困難層]では「よくおなかが痛くなる」「やる気が起きない」が最も高くなっています。

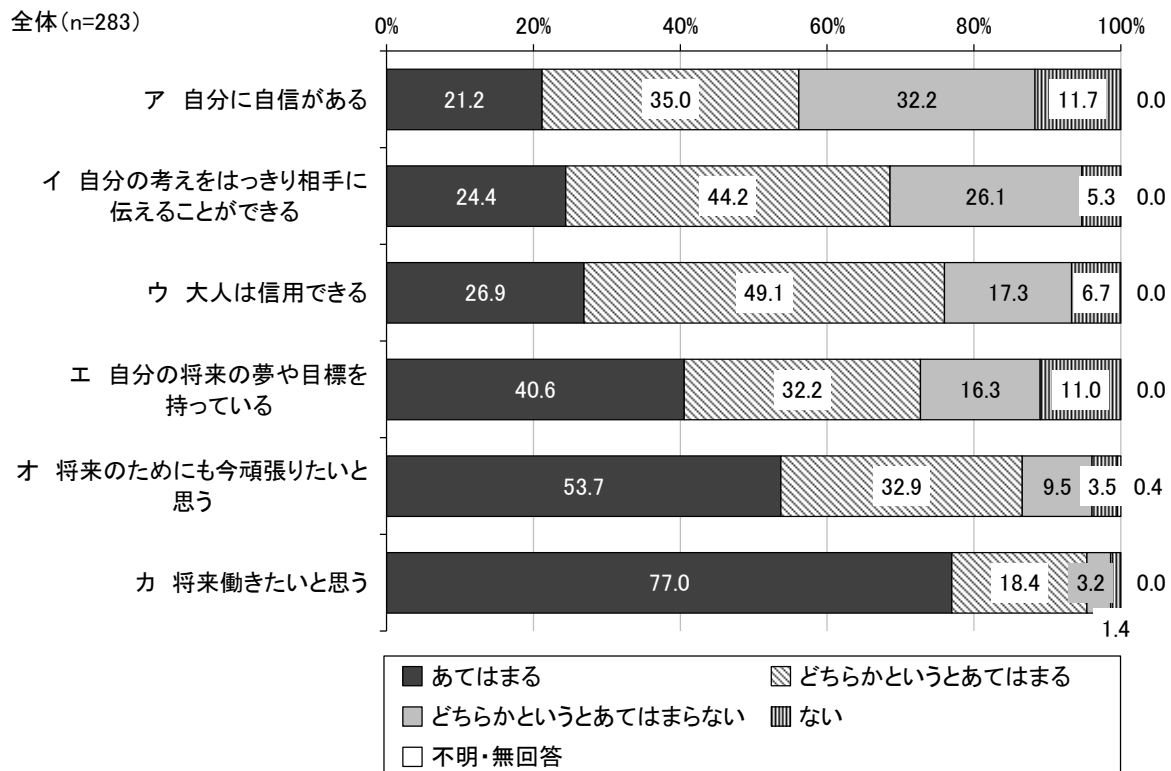
単位：％		よく眠れない	頭が痛くなる	歯が痛い	不安な気持ちになる	物が見づらい	聞こえにくい	よくおなか が痛くなる	よく風邪をひく
全体 (n=283)		16.6	20.5	2.1	19.4	5.7	4.6	19.1	4.6
状況別	非生活困難層 (n=144)	13.9	24.3	1.4	19.4	6.3	4.2	20.8	4.9
	生活困難層 (n=28)	17.9	14.3	0.0	21.4	7.1	0.0	32.1	3.6

単位：％		よく体が痛くなる	まわりが気になる	やる気が起きない	イライラする	その他	いとくに気になる ことはない	不明・無回答
全体 (n=283)		11.7	18.4	28.3	19.1	3.5	39.6	1.1
状況別	非生活困難層 (n=144)	10.4	16.0	25.0	16.0	4.9	44.4	1.4
	生活困難層 (n=28)	7.1	25.0	32.1	25.0	0.0	25.0	0.0

②次のア～カについてどのように考えているか教えてください。(それぞれ1つに○)

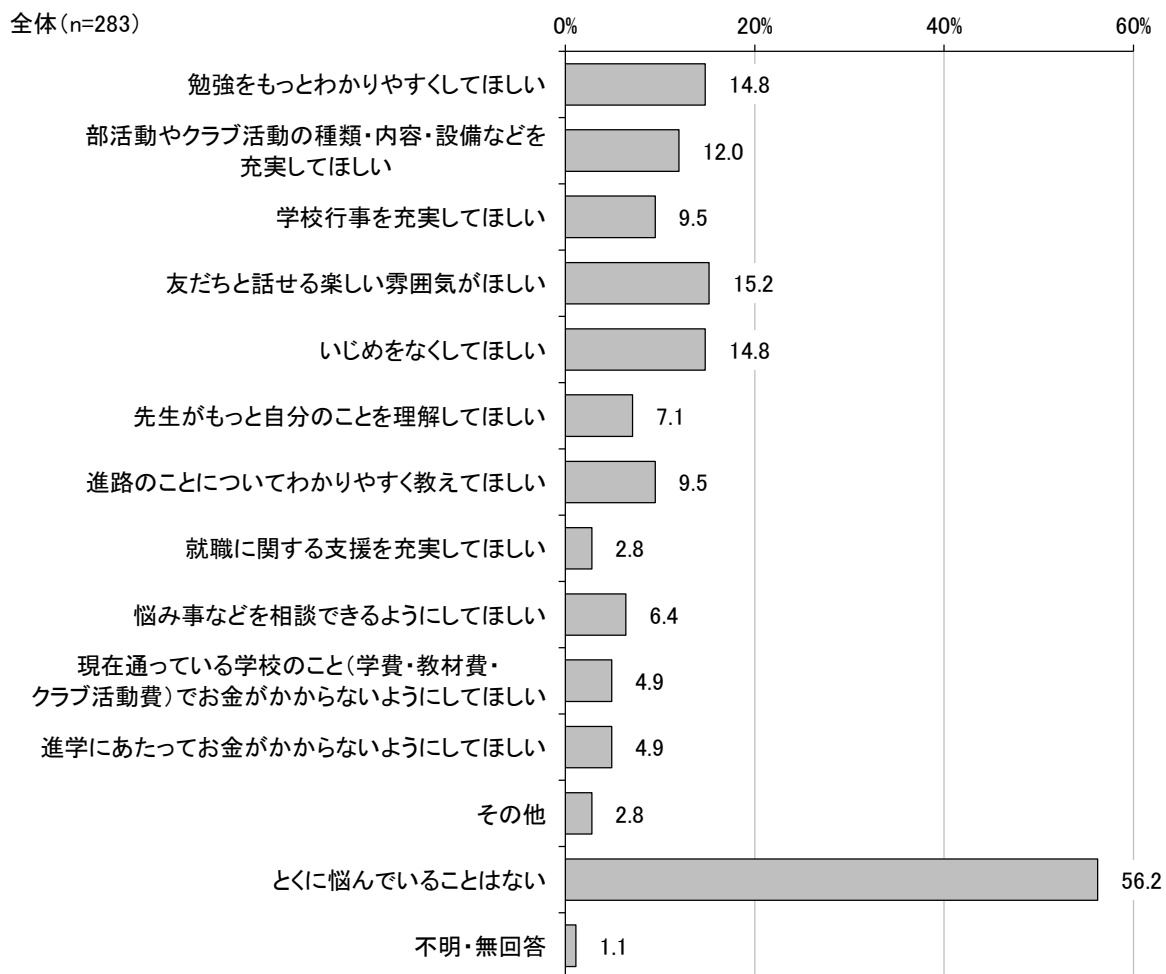
【児童・生徒】

〔ア 自分に自信がある〕〔イ 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる〕〔ウ 大人は信用できる〕では「どちらかというとあてはまる」、〔エ 自分の将来の夢や目標を持っている〕〔オ 将来のためにも今頑張りたいと思う〕〔カ 将来働きたいと思う〕では「あてはまる」が最も高くなっています。また、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかというとあてはまる」の計）では、〔オ 将来のためにも今頑張りたいと思う〕〔カ 将来働きたいと思う〕で8割以上と高くなっています。



③学校のことについて悩んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○)【児童・生徒】

「とくに悩んでいることはない」が 56.2%と最も高く、次いで「友だちと話せる楽しい雰囲気がほしい」が 15.2%、「勉強をもっとわかりやすくしてほしい」「いじめをなくしてほしい」が 14.8%となっています。



③将来について

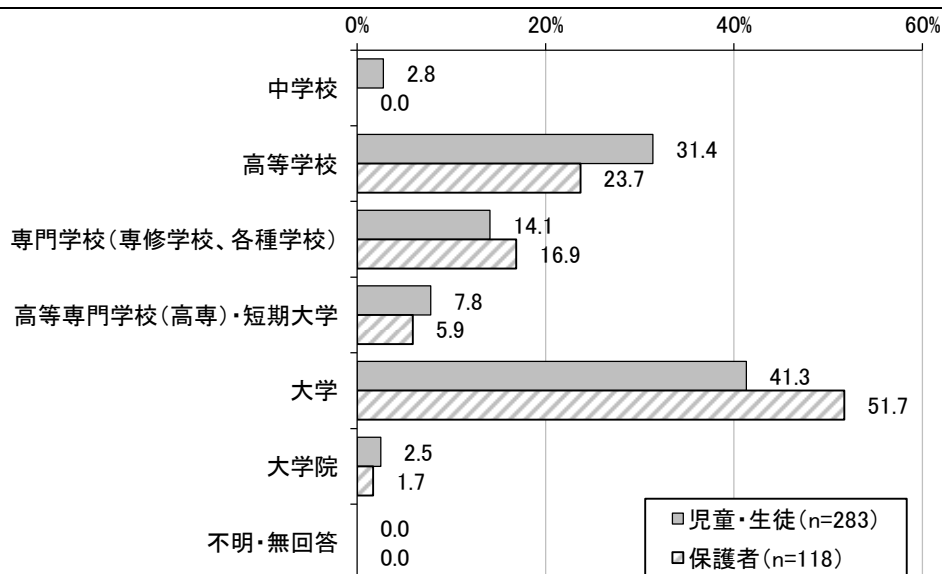
①理想的には、将来どの学校まで進学したいと思いますか。（1つに○）

児童・生徒では、「大学」が 41.3%と最も高く、次いで「高等学校」が 31.4%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が 14.1%となっています。

保護者では、「大学」が 51.7%と最も高く、次いで「高等学校」が 23.7%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が 16.9%となっています。

生活状況別にみると、児童・生徒は〔非生活困難層〕では「大学」、〔生活困難層〕では「高等学校」が最も高くなっています。

生活状況別にみると、保護者は〔非生活困難層〕では「大学」、〔生活困難層〕では「高等学校」が最も高くなっています。



【児童・生徒】

単位: %		中学校	高等学校	専門学校（専修学校、各種学校）	高等専門学校（高専）・短期大学	大学	大学院	不明・無回答
全体 (n=283)		2.8	31.4	14.1	7.8	41.3	2.5	0.0
生活状況別	非生活困難層 (n=144)	2.8	27.1	13.9	6.9	47.2	2.1	0.0
	生活困難層 (n=28)	3.6	32.1	25.0	14.3	25.0	0.0	0.0

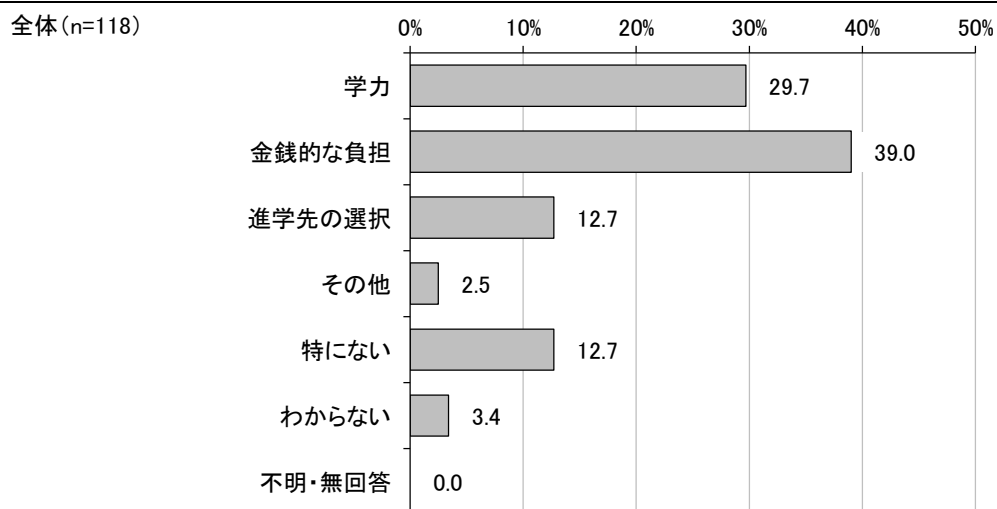
【保護者】

単位：％		中学校	高等学校	専門学校（専門学校・専修学校、各種学校）	高等専門学校（高専）・短期大学	大学	大学院	不明・無回答
全体（n=118）		0.0	23.7	16.9	5.9	51.7	1.7	0.0
状況別	非生活困難層（n=89）	0.0	19.1	18.0	3.4	59.6	0.0	0.0
	生活困難層（n=18）	0.0	38.9	22.2	11.1	16.7	11.1	0.0

②①で選んだ学校に進学させる際、もっとも心配なことは何ですか。（1つに○）【保護者】

「金銭的な負担」が 39.0%と最も高く、次いで「学力」が 29.7%、「進学先の選択」「特にない」が 12.7%となっています。

生活状況別にみると、[非生活困難層][生活困難層]ともに「金銭的な負担」が最も高くなっています。

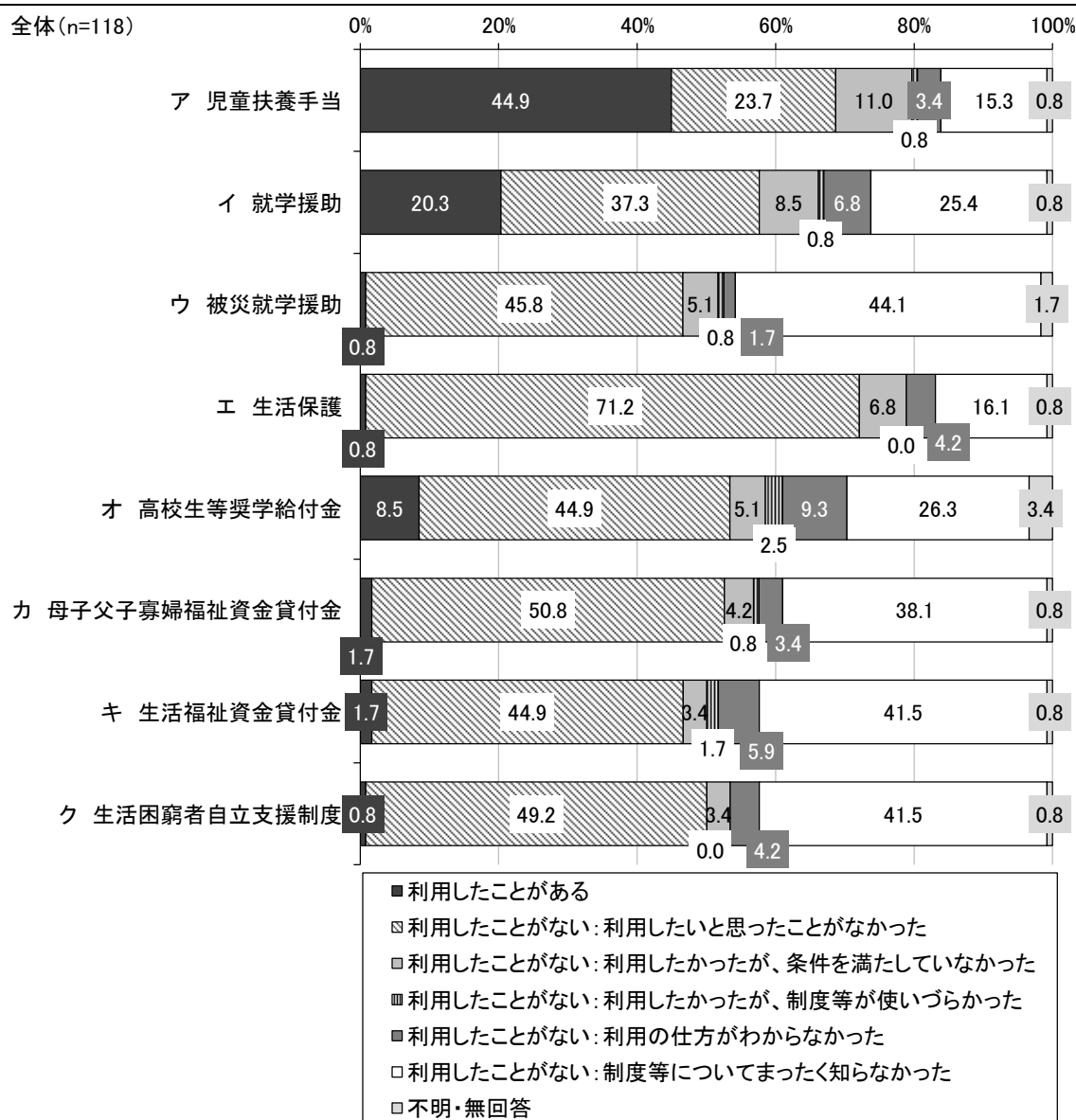


単位：％		学力	金銭的な負担	進学先の選択	その他	特にない	わからない	不明・無回答
全体（n=118）		29.7	39.0	12.7	2.5	12.7	3.4	0.0
状況別	非生活困難層（n=89）	32.6	37.1	14.6	3.4	10.1	2.2	0.0
	生活困難層（n=18）	27.8	44.4	5.6	0.0	16.7	5.6	0.0

④世帯の状況について

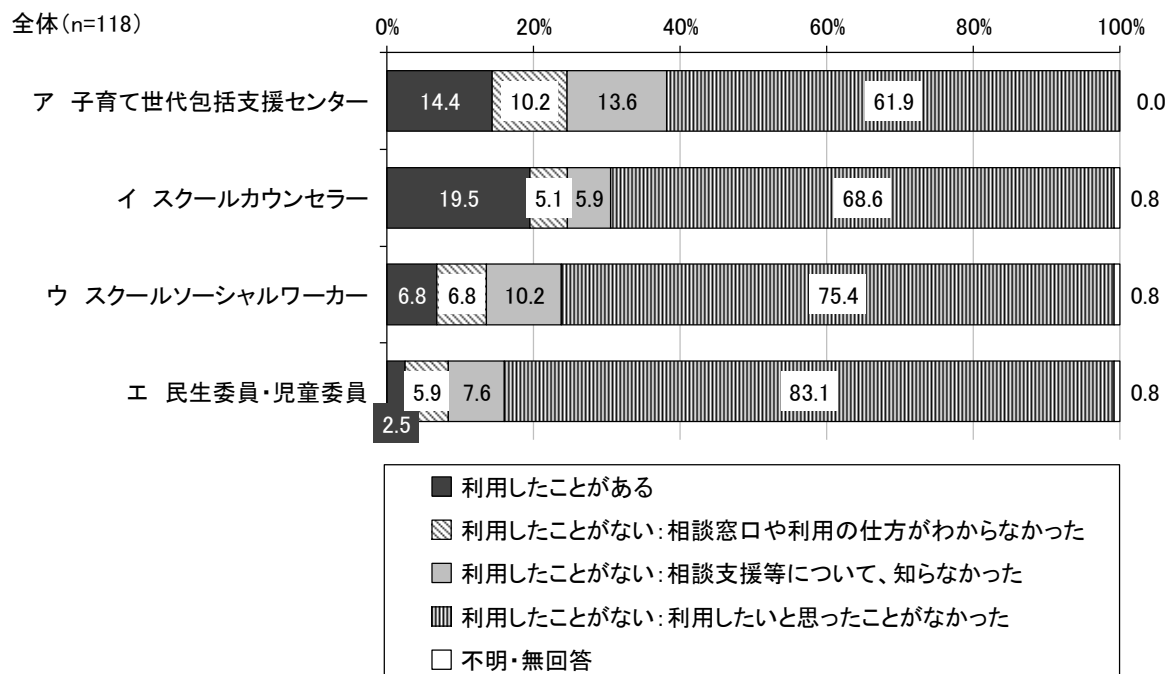
①次の支援制度等を利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものはどれですか。(次のア～クについて、それぞれ1つに○)【保護者】

〔ア 児童扶養手当〕では「利用したことがある」、それ以外の項目では「利用したことがない：利用したいと思ったことがなかった」が最も高くなっています。また、〔ウ 被災就学援助〕〔カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金〕〔キ 生活福祉資金貸付金〕〔ク 生活困窮者自立支援制度〕では「利用したことがない：制度等についてまったく知らなかった」が4割前後と、その他の項目と比べて高くなっています。



②次の相談支援等を利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものはどれですか。(次のア～エについて、それぞれ1つに○)【保護者】

いずれの項目においても「利用したことがない：利用したいと思ったことがなかった」が最も高く、〔エ 民生委員・児童委員〕では8割以上となっています。また、〔イ スクールカウンセラー〕では「利用したことがある」が約2割と、その他の項目と比べて高くなっています。



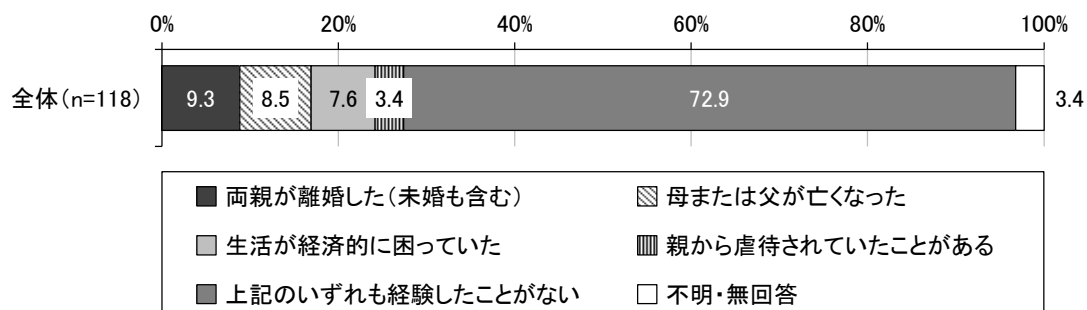
⑤保護者の状況について

①あなた、または配偶者の方は、成人する前、以下のような経験をしたことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「上記のいずれも経験したことがない」が72.9%と最も高く、次いで「両親が離婚した(未婚も含む)」が9.3%、「母または父が亡くなった」が8.5%となっています。

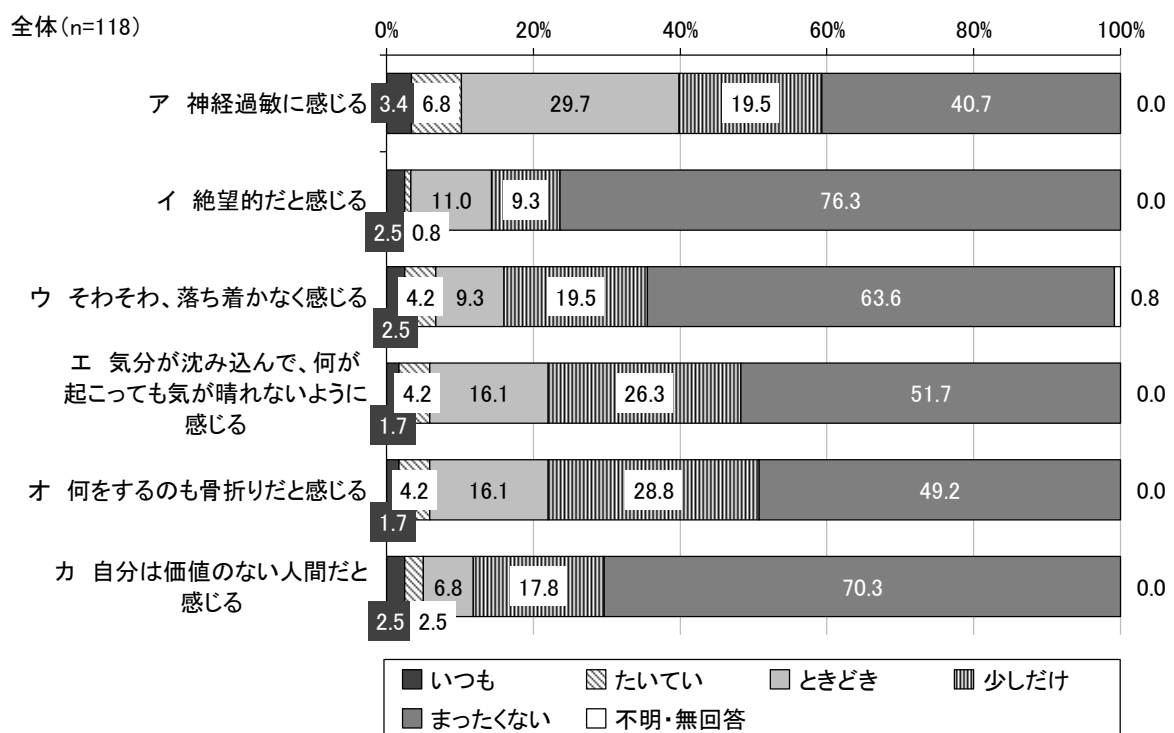
生活状況別にみると、〔非生活困難層〕〔生活困難層〕ともに「上記のいずれも経験したことがない」が最も高くなっています。



単位：％		両親が離婚した（未婚も含む）	母または父が亡くなった	生活が経済的に困っていた	ある親から虐待されていたことがある	上記のいずれも経験したことがない	不明・無回答
全体(n=118)		9.3	8.5	7.6	3.4	72.9	3.4
状況別	非生活困難層(n=89)	9.0	6.7	7.9	1.1	74.2	4.5
	生活困難層(n=18)	16.7	5.6	11.1	16.7	66.7	0.0

②あなたの普段の生活（ここ1カ月の間）についておたずねします。（次のア～カについて、それぞれ1つに○）【保護者】

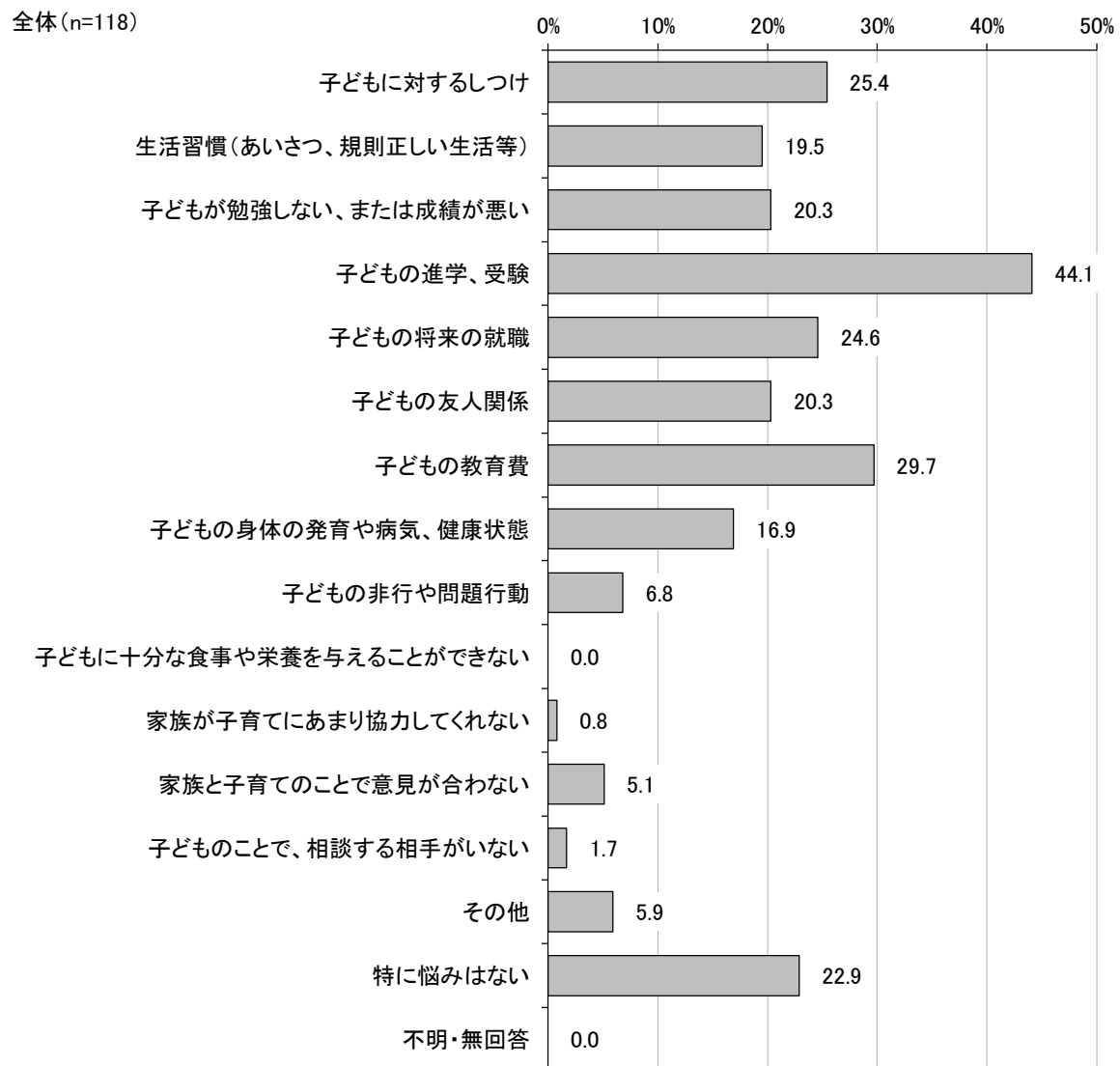
いずれの項目においても「まったくない」が最も高くなっていますが、〔ア 神経過敏に感じる〕では4割台と、その他の項目と比べて低くなっています。



③あなたは、子育てをするうえで、今、不安に感じていることや悩んでいることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「子どもの進学、受験」が44.1%と最も高く、次いで「子どもの教育費」が29.7%、「子どもに対するしつけ」が25.4%となっています。

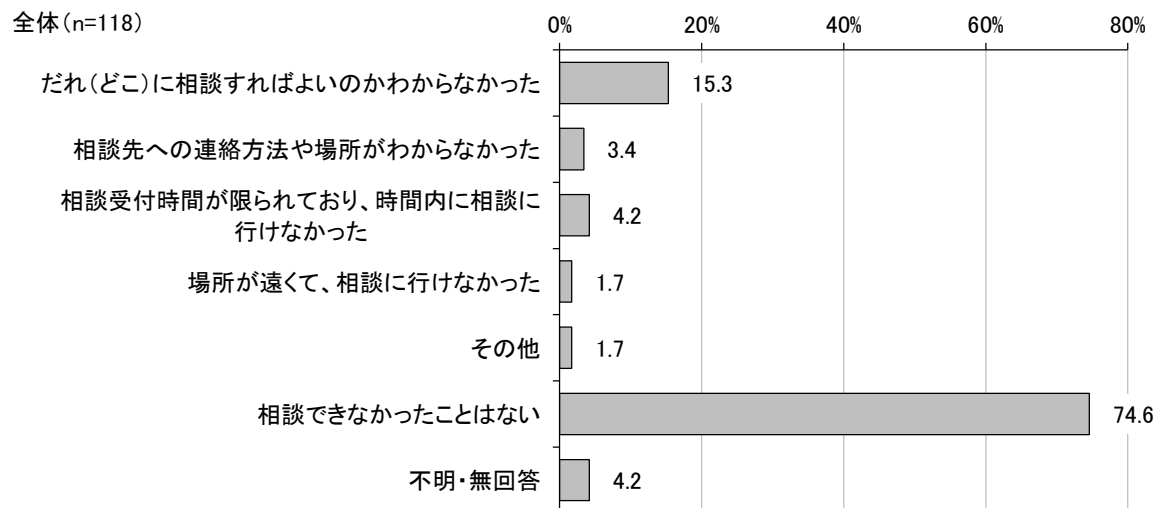


④あなたは、子育てのことで相談したいと思ったが、相談できなかったことはありますか。

(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「相談できなかったことはない」が 74.6%と最も高く、次いで「だれ(どこ)に相談すればよいのかわからなかった」が 15.3%、「相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった」が 4.2%となっています。

生活状況別にみると、[非生活困難層][生活困難層]ともに「相談できなかったことはない」が最も高くなっています。

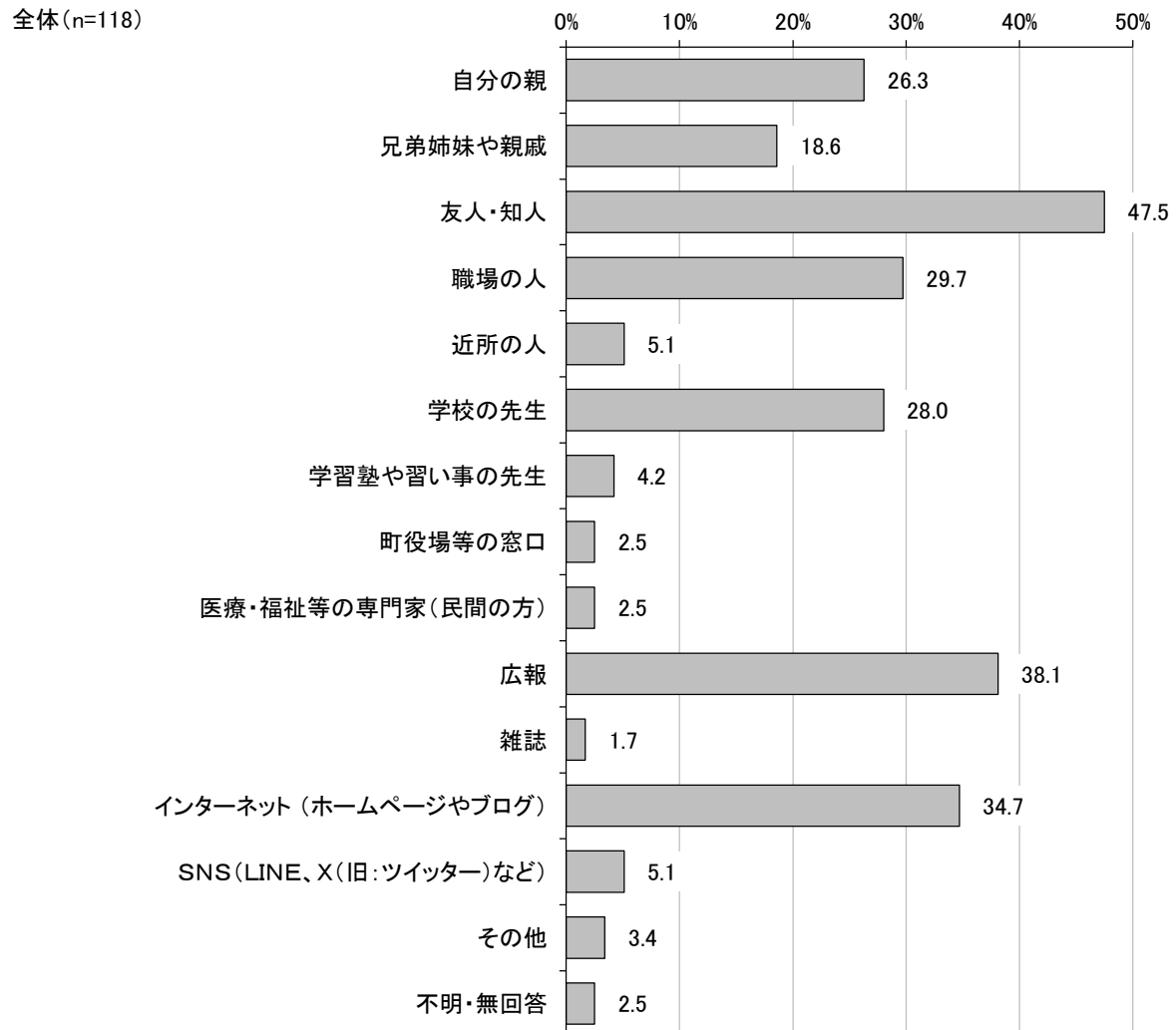


単位: %		だれ(どこ)に相談すればよいのかわからなかった	相談先への連絡方法や場所がわからなかった	相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった	場所が遠くて、相談に行けなかった	その他	相談できなかったことはない	不明・無回答
全体(n=118)		15.3	3.4	4.2	1.7	1.7	74.6	4.2
状況別	非生活困難層(n=89)	12.4	1.1	1.1	0.0	2.2	80.9	4.5
	生活困難層(n=18)	27.8	11.1	5.6	5.6	0.0	50.0	5.6

⑤あなたは、子どもに関する施策等の情報をどのような方法で受け取っていますか。

(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「友人・知人」が47.5%と最も高く、次いで「広報」が38.1%、「インターネット（ホームページやブログ）」が34.7%となっています。



生活状況別にみると、[非生活困難層]では「友人・知人」、[生活困難層]では「友人・知人」「学校の先生」が最も高くなっています。

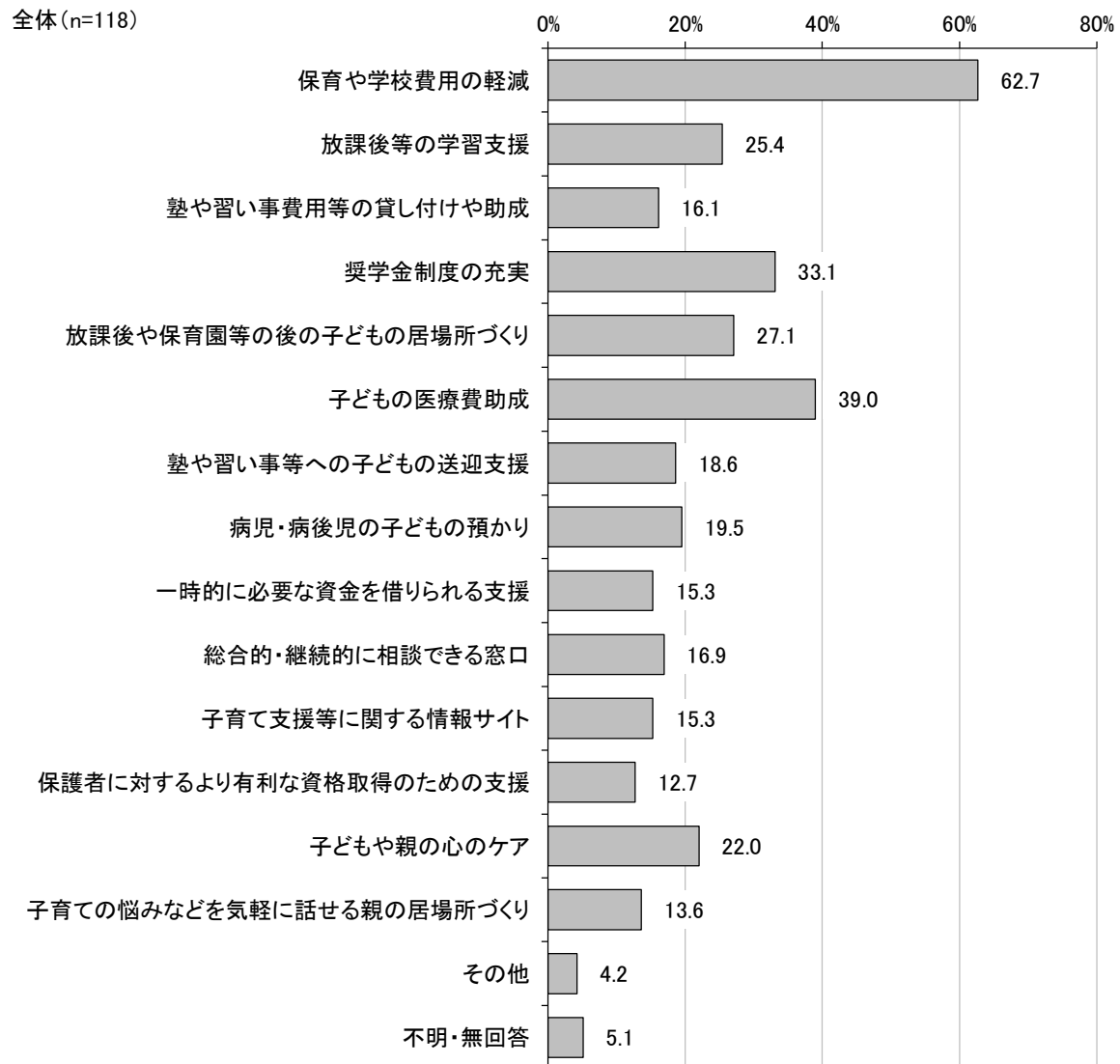
単位：％		自分の親	兄弟姉妹や親戚	友人・知人	職場の人	近所の人	学校の先生	学習塾や習い事の先生	町役場等の窓口
全体(n=118)		26.3	18.6	47.5	29.7	5.1	28.0	4.2	2.5
状況別	非生活困難層(n=89)	32.6	18.0	48.3	31.5	4.5	24.7	5.6	1.1
	生活困難層(n=18)	11.1	27.8	44.4	22.2	0.0	44.4	0.0	11.1

単位：％		(医療・福祉等の専門家 民間の方)	広報	雑誌	インターネットやブログ (ホームページ)	SNS(LINE、Twitterなど) (旧Twitter)	その他	不明・無回答
全体(n=118)		2.5	38.1	1.7	34.7	5.1	3.4	2.5
状況別	非生活困難層(n=89)	1.1	40.4	1.1	36.0	5.6	3.4	2.2
	生活困難層(n=18)	5.6	33.3	0.0	33.3	0.0	5.6	0.0

⑥あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。

(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「保育や学校費用の軽減」が62.7%と最も高く、次いで「子どもの医療費助成」が39.0%、「奨学金制度の充実」が33.1%となっています。

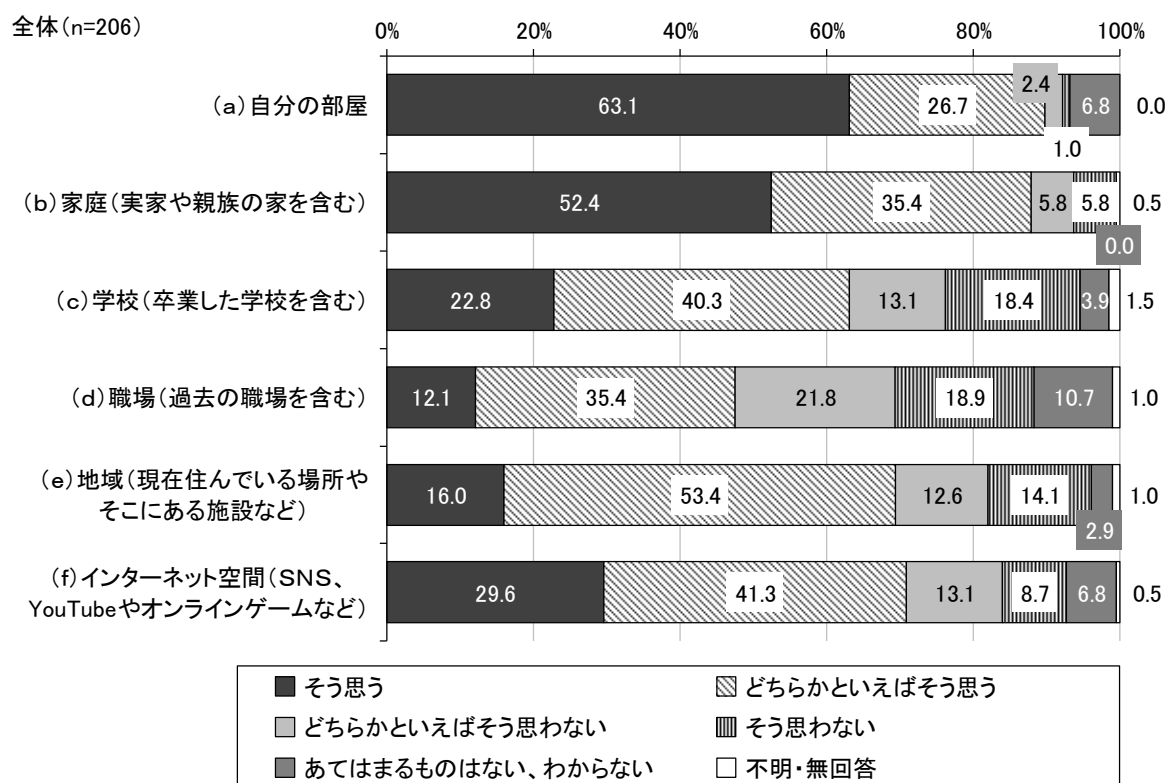


(8) 子ども・若者調査結果概要

①普段の生活について

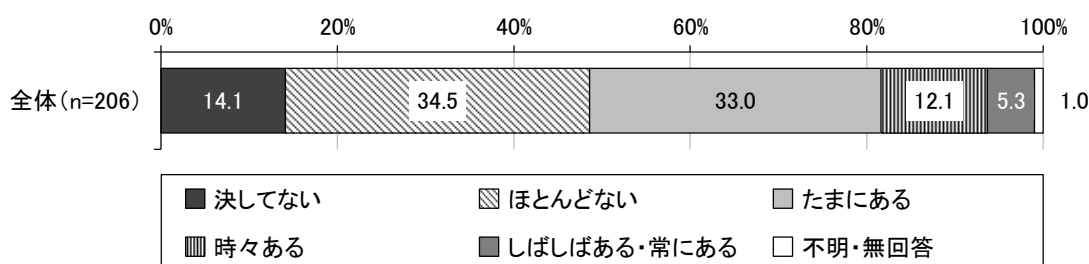
①次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。（(a)～(f)のそれぞれについて、あてはまる番号1つに○）

〔(a) 自分の部屋〕〔(b) 家庭（実家や親族の家を含む）〕では「そう思う」、その他の項目では「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。また、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）では〔(a) 自分の部屋〕〔(b) 家庭（実家や親族の家を含む）〕で約9割、〔(e) 地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）〕〔(f) インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）〕で7割前後となっているのに対して、〔(c) 学校（卒業した学校を含む）〕で6割台、〔(d) 職場（過去の職場を含む）〕で約5割とやや低くなっています。



②あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。（1つに○）

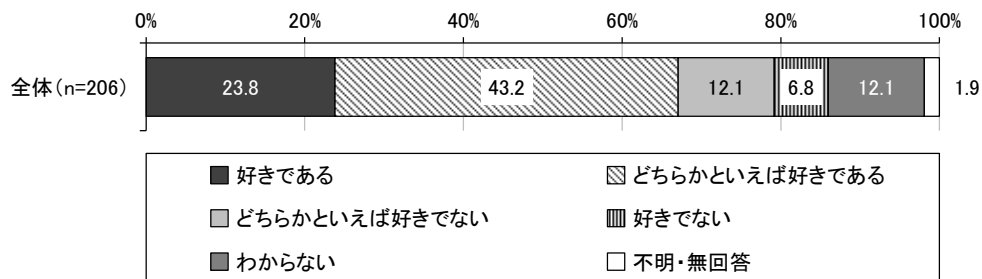
「ほとんどない」が34.5%と最も高く、次いで「たまにある」が33.0%、「決してない」が14.1%となっています。



②地域社会との関係について

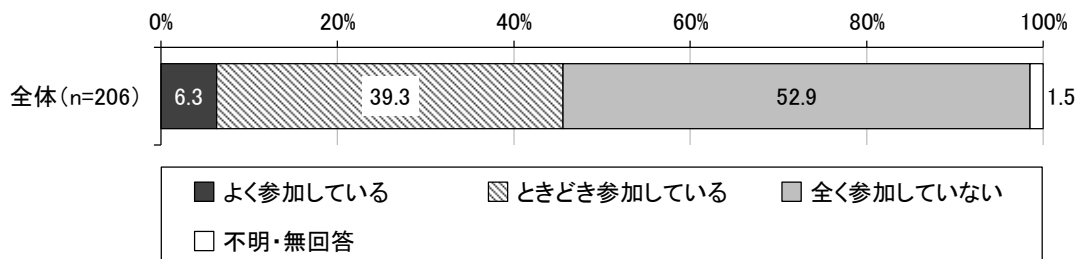
①あなたは、会津美里町が好きですか。（1つに○）

「どちらかといえば好きである」が43.2%と最も高く、次いで「好きである」が23.8%、「どちらかといえば好きでない」「わからない」が12.1%となっています。



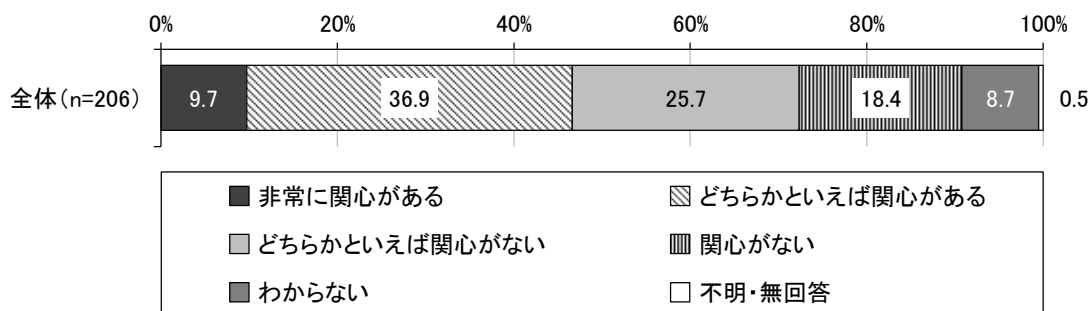
②あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか。（1つに○）

「全く参加していない」が52.9%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が39.3%、「よく参加している」が6.3%となっています。



③あなたは、今の会津美里町の行政にどのくらい関心がありますか。（1つに○）

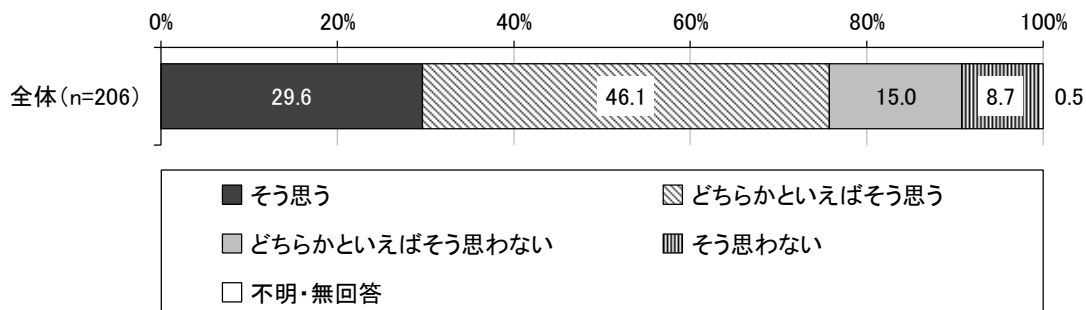
「どちらかといえば関心がある」が36.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば関心がない」が25.7%、「関心がない」が18.4%となっています。



③自身に関する意識について

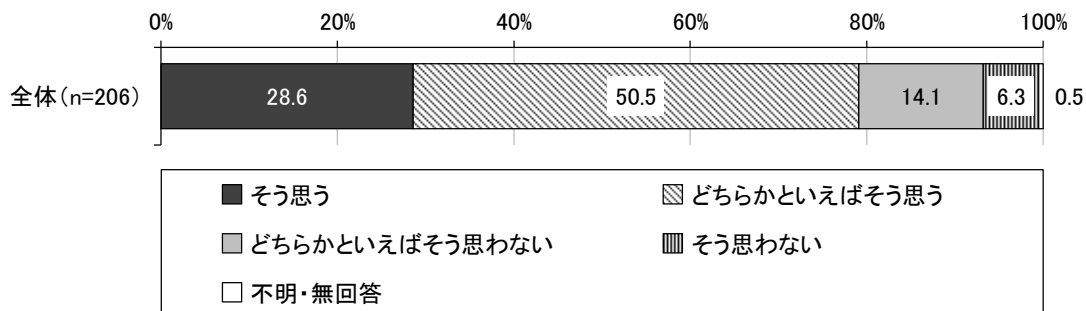
①あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。あなたの実感をお答えください。（1つに○）

「どちらかといえばそう思う」が46.1%と最も高く、次いで「そう思う」が29.6%、「どちらかといえばそう思わない」が15.0%となっています。



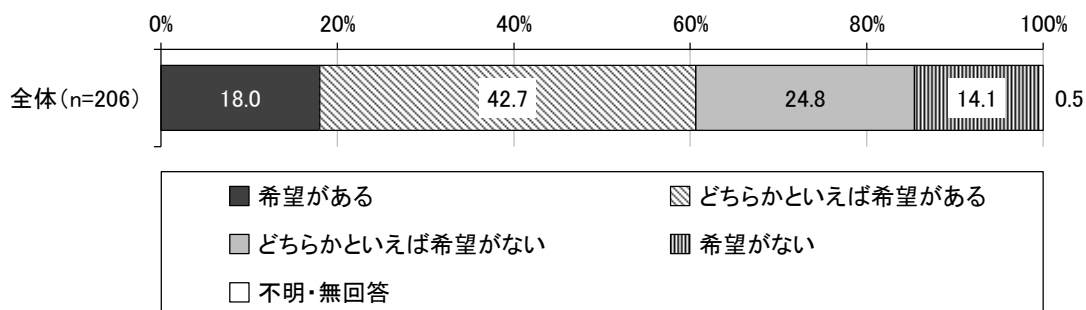
②あなたは、「社会のために役立つことをしたい」と思いますか。（1つに○）

「どちらかといえばそう思う」が50.5%と最も高く、次いで「そう思う」が28.6%、「どちらかといえばそう思わない」が14.1%となっています。



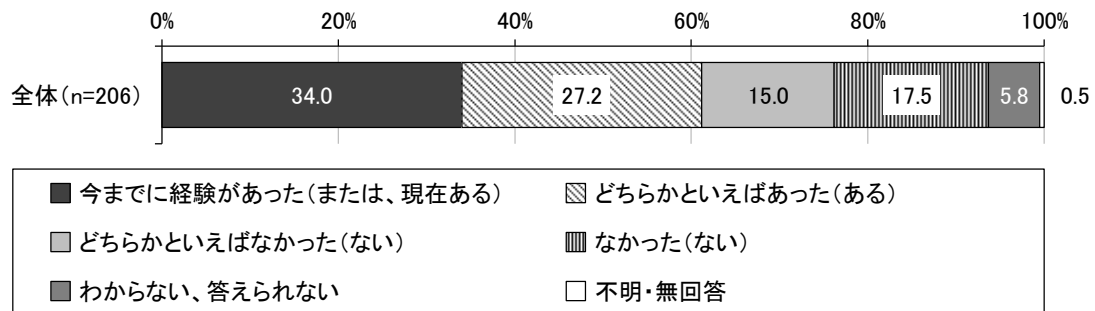
③あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。（1つに○）

「どちらかといえば希望がある」が42.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」が24.8%、「希望がある」が18.0%となっています。



④あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。最もあてはまるものを選んでください。(1つに○)

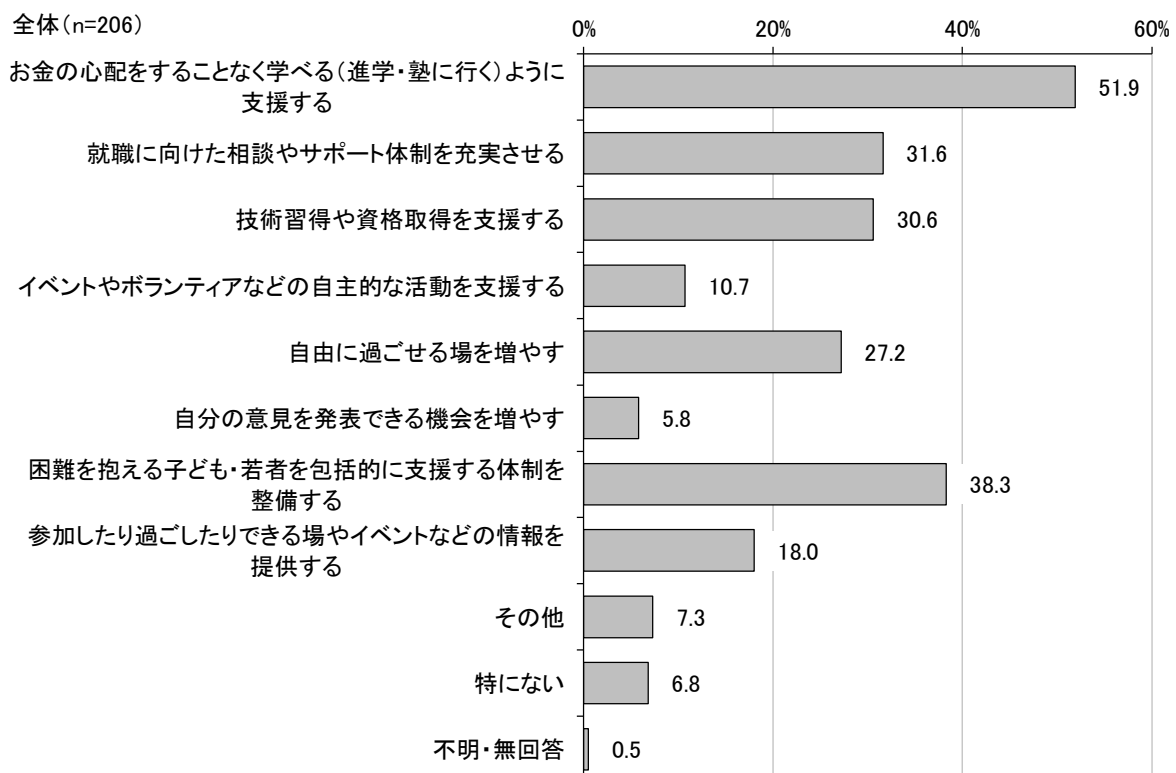
「今までに経験があった(または、現在ある)」が 34.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばあった(ある)」が 27.2%、「なかった(ない)」が 17.5%となっています。



④町の取り組みについて

①あなたは、これから若者(39歳ぐらいまでの人)のために、会津美里町に必要な取り組みは何だと思いますか。(○は3つまで)

「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が 51.9%と最も高く、次いで「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が 38.3%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 31.6%となっています。



5 関係団体ヒアリング調査

(1) 調査目的

本調査は、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、次期計画として新たに“子どもの貧困対策計画”“子ども・若者計画”を包含する「会津美里町こども計画」(計画期間:令和7年度～令和11年度)を策定するため、地域のこども・子育て家庭を支える団体・関係機関を対象に地域のこども・若者を取り巻く現状や今後必要となる取り組みをおうかがいし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。

(2) 調査設計

項目	団体ヒアリング調査
調査対象者	町内の認定こども園、小・中・高校、児童クラブ、子育て支援センター、基幹相談支援センター、庁内関係課
調査期間	令和6年4月26日(金)～5月13日(月)
調査方法	メールによる調査票の配布・回収
配付件数	16件
回収件数	15件(93.8%)

(3) 調査結果概要(一部抜粋)

①こども・若者の状況について

問1 こども・若者を取り巻く課題について、日ごろの活動を通じて、こども・若者たちの様子で何か気になっていることがあれば教えてください。

項目	内容
家庭の環境について	・家庭での生活リズム(早寝・早起き・朝ごはん)が崩れることで、心と身体が不健康になってきているように感じる。また、貧困問題等様々な問題が重なり、複雑化してきているように感じる。核家族化に伴い、家族全体でのメディアの付き合い方が問題と感じる。 ・心の安定が得られず試し行動も見られる。「満足して生活を送る」「様々なことに挑戦する」ための心の基地となる家庭での関わりが不足しているのではと感じる。 ・幼児期のお子さんを保育している中で、衣食住や基本的な生活習慣などが充実しているかは保護者の関わり方に大きく関係していて、それが子どもの一生を左右しかねないほどの重要なところだと思います。保護者自身がどのような家庭環境で過ごしていたかも大きく関係していると感じ、根が深い問題だと思う。
虐待について	・貧困により保護者が孤立し見えない虐待が増えてきているのではないかと。(グレーゾーンの虐待)例えば、こども園に通園の継続が困難、義務教育を継続的に受けることが困難等。また、低年齢児とメディアの距離が近くなることで保護者も気づけない長時間の放置にも繋がる。
ひきこもりや不登校について	・いじめや学校に起因する不登校もあるが、「めんどくさい」等の無気力感から始まる不登校が増加。単学級で幼少中の間、人間関係が変わらないことから不登校などの問題が発生した際には改善が難しい。子供だけではなく、保護者が子供を匿ってしまうことが増え、子供を支援(背中を押す)する保護者が減少している。学級担任と関係を上手く図ることのできない保護者・子どもが多いため、問題が長引くケースが多い。 ・不登校支援に向けて、学校だけではなく、ほかの団体とも協力体制を構築していきたい。

項目	内容
居場所（サードプレイス）について	・子どもたちが集まれる場所がない。学校に行かなくても白い目で見られない、学校の代わりに行ける場所があると、子どもにとっても親にとってもありがたいのではないと思う。
ヤングケアラーについて	・家庭内のことで、なかなか表面化してこないけれど着実に増えています。
貧困について	・子の親だけではなく、代々貧困が続いている家庭が多い。母数は多くないが、改善が難しい。自発的な行動力が乏しい分、積極的に家庭訪問や面談を行わないと関係や支援が途切れてしまう可能性が大きい。貧困が根底にあり、衣服の汚れや異臭でのいじめからの不登校や、気力のなさ、食文化の違い（1日3食→1食）が発生することが多い。 ・少子化や核家族化、メディアの発達により、子どもや若者の貧困は見えにくいものであると考える。また、貧困であると気づいていない、貧困であっても声を上げられない、支援に結びつかない家庭も少なくはない。支援を受けやすい環境を作ること支援者には必要であると考え。貧困は連鎖するので、貧困の連鎖をどう断ち切るかが急務。
障がいのある子ども・若者について	・発達障害に関して、医療機関への受診や適した指導学級への措置変更等を拒否する保護者が多い。保護者だけでなく、祖父母の特別支援に関しての理解が乏しく、適した支援に繋がっていない児童生徒が多数いる。 ・障害のある子ども、若者がいる家庭では、貧困や保護者も障がい者等でキーマンとなる家族がいないため、問題が複雑になり長期化することが多い。 ・障がいのある子どもの自立に向けて、学校卒業後については各専門機関と連携しながら支援していきたい。
その他	・コミュニティが狭く、社会的な交流や多様な経験を得る機会が制限されている。生まれたときから、同じメンバーで過ごしているため、自己肯定感や信頼関係の構築に課題を抱える可能性がある。多様な視点や知識に触れる機会を限られている。

②子ども・若者に対する支援の状況・課題について

問2 子ども・若者やその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。

- ・医療機関への繋ぎ（カウンセリング含む）。不登校支援事業の提案。家庭訪問による親子面談。電話相談（学校との仲介）。定期面談。行政への繋ぎ。相談支援事業所との仲介や連携。児童相談所への相談。
- ・支援の必要な児童等に対しては、ケース会議を開き、保護者と連携して支援を進めている。
- ・電話連絡、家庭訪問、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる支援、子どもと親の相談員による関わりなど。

問3 貴機関・団体の支援対象となるような子ども・若者及びその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。また、課題となっている点がありますか。

- ・支援対象となる児童との面談によるニーズの聞き取り（保護者が支援者と児童との壁を作ることが多く、会うことすら困難な家庭が多い）。ケース対象になる家庭（児）のアセスメント。学校のニーズ・要望と保護者の困り感が一致していないことが多い。保護者の困り感を、学校の依頼をもとに引き出すアプローチ、面談を行っている。
- ・関係機関との連携を密に連絡を取ることで、悩み・不安・心配な事を早め早めに解決し、虐待防止、子育て支援に繋げている。保護者との関係を築き、孤立した子育てにならないように工夫している。
- ・保護者の中には医療的な支援が必要な事が受け入れられない方がいたり、家庭環境などのプライベートな部分もあり、踏み込めない場合もあります。

問4 支援活動をする中で、つなぐ支援機関や紹介・活用する支援制度はどのようなものがありますか。

- ・不登校支援：町教育相談室（不登校の中でも外部との接触が難しい段階：roomF）。相談支援事業所。医療機関は要望に合わせる（竹田総合病院、会津医療センター、飯塚病院、矢吹病院等）。社会福祉協議会。地域若者サポートステーション。児童相談所 等
- ・それぞれの事業で町保健師、管理栄養士と密に連絡を取り合える環境にしている。また、それぞれのケースに合わせて色々な機関と連携している。（病院、指定障害児相談支援者、こども園、心理士、会津支援学校等）

問5 支援活動をする中で、本町の中で足りていないと感じる社会資源、取り組みはありますか。

- ・ケースによってどのような社会資源があり、どういった活用ができるのか一目瞭然にわかると活用し、取り組みやすいのではないかな。
- ・ICT環境の整備
- ・子育て支援相談に繋げてもそこから次の支援に繋げるためのアドバイザーのような存在。園の中に支援が必要な園児や保護者両方を支える事が出来る専門性をもった職員。（公立、私立関係なく）

問6 他機関・団体や町（教育や福祉等）との連携において、どのような課題がありますか。また、連携したいと考えている機関などはありますか。

- ・町保健師との情報共有の中で、個人情報が一番の課題であると思うが、ホームスタートなどを活用できる家庭についての情報交換が難しい。
- ・まだ学校との連携が充分でないと感じる。
- ・学校、町教委、町健康ふくし課等が連携し、家庭に対して包括的な支援を講じていきたい。

問7 支援活動をする中で、支障となる課題はありますか。

- ・SSW においての認識があまりないため、周囲の支援者の選択肢になりにくい。
- ・子どもの特性について親が理解するところが支援の第一歩であるが、十分に理解してもらえないために本人が苦しむケースが多い。
- ・不登校が発生した場合の対応策として、さまざまな手段をとることができるように環境を整備する。（不登校児が登校できる学校内外の場所、インターネット等を利用した教育の機会の充実など）

③町での取り組みについて

問8 更なるこども施策の充実のために、町が取り組むべきと考える支援・制度・連携等について、ご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

- ・保育環境の整備：充実した保育施設の整備や保育サービスの拡充により、保護者の働きやすさと子どもの安心・安全な環境を確保する必要がある。地域との連携：地域の保健・福祉機関や教育機関と連携し、子育て支援の情報提供や相談窓口の充実を図る必要がある。家庭支援プログラムの提供：保護者教育（ペアレントトレーニング等）や家庭訪問などのプログラムを通じて、家庭内の子育て力を向上させ、子どもの健やかな成長をサポートすること。
- ・子育て支援の充実・居場所作りが必要だと思います。
- ・ワンストップ窓口があって、様々なケースの状況・情報が一元化できると良いと思う。今は児童相談所や病院、学校等、所管や情報の集まり方に濃淡がある。
- ・児童の実態を把握、理解できる専門職（スタッフ）の充実。
- ・令和6年度より新たに、こども家庭支援室が設置されたことから、情報共有と関係機関とのスムーズな連携で支援を推進する必要がある。

問9 最後に、こどもが自分らしく、権利を守られながら幸せに成長していくためには、どのようなことが大切だと思いますか。ご自由にご記入ください。

- ・こどもが自分らしく幸せに成長していくためには、まず家庭環境を整えていく必要がある。そのためには、保護者の生活が豊かであることが大切である。安定した仕事があると、保護者の生活・気持ちに余裕があり、子どもへの関わり方も余裕のある関わりが出来る。核家族が多い中で、やはり社会や地域で子育て環境を整えていくことが大切だと感じる。また、地域全体で若い人や子育て中の保護者へ声掛けや相談が出来る環境が大切であると思う。
- ・こどもをこどもとして扱わず、こどもの声を聞く。聞いたことを形にしていく。こどもには参加する権利があることを大人が認識し、大人の常識で子どもに関する法律や条例、事業などを作らないことが大切なのではないかと考える。
- ・子どもひとり一人に寄り添った個別最適な支援が受けられるように、園と保健師、関係機関との連携が不可欠だと思う。その子どもや保護者の実態に合った支援体制の確立に向けて連携を充実させていきたい。
- ・子どもが主体性を発揮し、生き生きとした生活を送ること。子どもが自己決定を繰り返すことで、自立と自律を身に付けていくこと。自他の良さや違いを認め合い、互いに尊重し合うこと。
- ・こどもたちが自己肯定感を感じながら、自己選択・自己決定・自己実現ができる落ちついた学習環境が必要だと思います。こどもたちが自らの意見を持ち、意思決定に参加できる機会を提供することが重要だと思います。そのためにも、多様性や違いを受け入れ、一人一人に合わせた学習環境を提供できる体制づくりが必要だと思います。

6 現行計画の評価

第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画における各施策について、それぞれの担当部署において以下の6つの視点により自己評価を行うとともに、その評価を行った理由を整理・分析しました。

目標達成 / 充実・目標に向かって推進 / 現状維持 / 停滞 / 未実施 / 評価できず

基本目標1 子どもの健全育成と教育・保育の環境整備

基本施策1 子どもや次世代の親への教育環境の整備

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子どもの生きる力の育成	こども教育課	現状維持	こども園においては、興味や関心を持ったことに自分から取り組むことや、みんなと力を合わせた遊びの実践、苦手なことにも一生懸命取り組み、できるまで頑張ることでやりぬく力の育成に努めました。小中学校では、園小中連携プログラムの実践を、各園・小中学校の実情に即して取り組み、非認知能力の育成に努めた。
	生涯学習課	現状維持	公民館や各生涯学習センターにおいて、ボランティア活動や体験活動などの青少年講座等を通じて、子どもたちの社会性や豊かな心を育む事業を実施した。
2 次世代の親の育成	健康ふくし課	現状維持	大学の看護学生の実習を受け入れし、乳幼児健診等の体験で乳幼児とふれあう機会をつくった。
	こども教育課	現状維持	認定こども園や子育て支援センター等で職場体験や研修等を受け入れし、乳幼児とふれあう機会をつくった。
3 幼児教育・保育環境の整備	こども教育課	現状維持	保育者の資質向上を図るための研修会として、公立・私立こども園の職員を対象とした、園内研修リーダー研修会や、公立・私立のこども園同士の職員交流、好事例の共有を図るため、フリー保育参観を実施し、幼児教育の好事例や課題の共有を図った。 さらに、幼小の架け橋期をつなぐため、小学校教員と保育者との相互交流を図るため、ノープロブレムミーティングを開催した。

基本施策2 子どもの居場所づくりの推進

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子どもの居場所・活動拠点づくり	生涯学習課	現状維持	放課後子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室(4教室)において、地域の方々の参画を得て、学習、スポーツ及び文化活動や地域住民との交流活動などを実施した。また、スポーツ少年団等の活動支援を行った。
2 地域人材の活用・生涯学習の推進	生涯学習課	目標達成	「学校の応援団」ボランティアによる学習支援や地域未来塾など様々な生涯学習分野において、地域人材による地域学校協働活動が定着した。

基本施策3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 メディアコントロールの推進	こども教育課	現状維持	各小中学校において、SNS に関するトラブル防止や、インターネットを利用する際の注意事項など、情報モラルについて指導するとともに、メディアコントロール強化週間を設定し、メディアコントロールして生み出された時間を、家庭学習や家族とのふれあいの時間に有効活用し、メディアに依存しない生活をおくれるよう取り組んだ。

施策	担当課	評価	評価へのコメント
2 薬物、喫煙防止活動の推進	健康ふくし課	評価できず	母子手帳交付時に喫煙の有無を確認し、パンフレット等で喫煙の危険性について周知した。 乳幼児健康診査・健康相談時にたばこに関するパンフレットを配布し、喫煙の危険性について周知した。
	こども教育課	現状維持	各学校において、警察職員や学校薬剤師による薬物乱用防止教室を開催した。
	生涯学習課	現状維持	青少年健全育成町民会議において、青少年の健全育成、非行防止等を図るため町民運動の推進活動を行うとともに、二十歳を祝う会において、薬物、喫煙防止等のパンフレットを配布するなどの周知活動を実施した。

基本目標 2 親と子の健康の保持及び増進

基本施策 1 母子の健康の保持及び増進

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 母子保健の充実	健康ふくし課	目標達成	母子健康手帳の交付や、妊産婦一般健康診査、乳児全戸訪問、乳幼児健診など、様々な母子保健事業を実施した。
	こども教育課	現状維持	フツ化物洗口事業を、年中児から中学 3 年生まで行い、むし歯予防に努めた。
2 思春期保健の充実	こども教育課	現状維持	学校ごとに養護教諭や外部講師等による性に関する講座を実施した。
3 食育の推進	健康ふくし課	現状維持	乳幼児健診等にて保護者に対する栄養相談を実施した。食育サポーター会津みさとと連携し、町内こども園や児童クラブにて食育活動を実施した。

基本目標 3 子育て支援の充実

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子育て支援センターを核とした子育て支援サービスの充実	こども教育課	現状維持	いつでも誰でも集える親とこどもの居場所づくり、子育て相談や子育て講座、未就学児童の一時保育、ファミリーサポート事業、ホームスタート事業等を実施し、子育て家庭を支援するとともに、支援担当職員向けの研修会や交流会の企画立案、他機関との連携による支援活動など、子育て支援センターとして幅広く事業を展開した。
2 園小中その他関係機関、地域の連携による一体的な子育て支援体制の整備	生涯学習課	充実・目標にむかって推進	「学校の応援団」ボランティアによる園小中活動への支援など地域学校協働活動を行った。また、図書館においては、子育て支援の 1 ツールとしてブックスタートや読み聞かせ会などを実施するとともに、子どもたちの読書活動推進のためこども園や小中学校図書館との連携に務めた。

基本施策2 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取組

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 障がい児等施策の充実	健康ふくし課	充実・目標にむかって推進	関係機関と連携し、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期支援に努め、適切な医療や療育に繋がった。また医療的ケア児コーディネーターを配置し、医ケア児の支援を行った。
	こども教育課	現状維持	町特別支援教育推進委員会において、障がい児の状況や支援内容など協議し、認定こども園では、医的ケア児や障がい児を受け入れる体制を整備した。また、小中学校では、特別支援学級や通級指導教室において、こどもの実態に応じた指導等を実施した。
2 児童虐待防止対策の充実	健康ふくし課	現状維持	要保護・要支援児童に係る個別ケース検討会議を開催し、関係機関と連携して早期対応・早期支援を行った。
3 子どもの貧困対策	健康ふくし課	現状維持	こどもの貧困に係るサポート事業や、サポート機関について、主にひとり親家庭を中心に周知を行った。
	こども教育課	現状維持	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、国の基準に基づき必要な援助や、奨学資金制度による教育支援を行い、すべての児童生徒が等しく義務教育を受けることができるよう取り組んだ。
4 ひとり親家庭の自立支援	健康ふくし課	現状維持	就職相談や就業支援に関するチラシなどを配布するなどひとり親家庭への自立支援を行った。また、社会福祉協議会と協力して福祉資金貸付の相談・案内を行った。

基本施策3 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 乳幼児、児童生徒医療費助成制度の充実	健康ふくし課	充実・目標にむかって推進	疾病または負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、こどもが健康で安心して暮らせるように乳幼児、児童及び生徒医療費助成事業を実施した。
2 多子世帯等への認定こども園保育料等の軽減制度	こども教育課	現状維持	多子世帯における保育料負担を軽減するため、所得に関係なく、中学3年生までの児童が2人以上いる世帯で、その年齢が高い順から第1子、第2子、第3子以降とし、第2子は半額、第3子以降は無償化とする、あいづみさと多子世帯保育料軽減事業を実施した。 また、認定こども園の給食費については、すべてのこどもの主食費と、一定所得以下の家庭及び3子目のこどもにかかる副食費の免除を実施した。
3 新生児用品購入助成事業	健康ふくし課	現状維持	安心して子育てができるよう、乳児の養育に必要なおむつ用品の購入助成を行い、子育てに伴う経済的負担の軽減を図った。

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

基本施策1 認定こども園等における保育サービスの充実

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 乳児保育の受入れ拡大	こども教育課	現状維持	乳児（0歳～1歳）保育については、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加に伴い、需要も増加傾向にあることから、町内の施設のみでなく近隣市町村の施設との広域調整も含め、可能な限り受入れを実施した。

施策	担当課	評価	評価へのコメント
2 延長保育、一時預かりの充実	こども教育課	停滞	保育必要量（保育標準時間：午前7時から午後6時、保育短時間：午前8時から午後4時）を超過して保育が必要な場合には、延長保育を実施した。 また、私立こども園においては、普段から園に在籍していない乳幼児が利用できる一時保育を実施するなど、保護者の就労状況に合わせた保育サービスを実施した。
3 病中病後児保育の検討及び実施	こども教育課	現状維持	町内のこども園全てに、看護師を配置し、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、緊急的・保健的な対応を図るための「体調不良児対応型病児保育事業」を実施し、保護者が安心してこどもを預けることができる環境を整備した。
4 保育人材の確保	こども教育課	現状維持	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・保育教諭の処遇改善を図るため、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施した。 また、待機児童の原因ともなっている保育士等を確保するために、町内で保育施設等（民間認定こども園）が保育士等宿舎を有し、保育士等宿舎に保育士等を入居させている場合の補助制度を創設した。
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	こども教育課	目標達成	幼児教育・保育の無償化については、保護者に認知されてきている。

基本施策2 放課後児童対策の充実

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 児童クラブの受入れ拡大、安心・安全な環境づくり	こども教育課	充実・目標にむかって推進	児童クラブ利用ニーズに対応するため、空き教室を活用した受入れを実施するとともに、児童の安心・安全な居場所を確保するため、防球ネットの設置やカーペット張替えなどの環境整備を実施した。
2 放課後児童支援員の資質向上	こども教育課	現状維持	児童の安心、安全な居場所を確保するとともに、児童の健全な育成に資することができるよう、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を図るため、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業や、支援員の資質向上を図るための研修会を実施した。
3 放課後子ども教室との連携	こども教育課	現状維持	放課後児童の居場所づくりという観点では共通しているものの、体験活動等を主な活動としている放課後子ども教室との連携は一部に留まっており、一体的な運営への具体策検討には至っていない。
	生涯学習課	現状維持	一部の地域だけが児童クラブとの一体化による放課後子ども教室事業を実施しているが、他地域においては場所の確保などの課題があり、一体的な事業展開に至っておらず、一部連携も出来ていない。

基本施策3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働き方の推進	政策財政課	充実・目標にむかって推進	毎年度セミナーや啓発事業を通して推進している。
2 男性の子育て参画の推進	政策財政課	充実・目標にむかって推進	毎年度セミナーや啓発事業を通して推進している。
	健康心くし課	現状維持	乳児全戸訪問時や乳幼児健診、子育て支援教室における男性の参画率が高い。

基本目標5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 安心して外出できる環境の整備	健康ふくし課	現状維持	乳幼児健康診査・健康相談を実施する保健センターでは、スロープを設置し段差の解消を図った。
	こども教育課	現状維持	新築や改築した児童施設は、バリアフリー化や多目的トイレの整備を実施した。
	生涯学習課	現状維持	公共施設において、子育て世代が安心して利用できる施設整備を行った。
2 託児サービス制度の検討	こども教育課	未実施	講演会や会議時等に託児サービスは実施できなかった。

基本施策2 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	健康ふくし課	現状維持	支援が必要な児童に対しては要保護児童対策協議会等において協議し関係機関と連携を図った。
2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	総務課	充実・目標にむかって推進	各地域における定期的な街頭指導、車両・広報紙・防災無線等による広報活動、各季の交通事故防止運動、各学校等からの依頼による交通教室、運転免許自主返納支援事業等を実施している。

基本施策3 被害に遭った子どもへの支援

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 被害に遭った子どもに対する支援体制の整備	-	-	該当する被害がなく、支援体制の整備には至らなかった。

第4章 子ども・子育て支援事業

(1) 1号認定（3～5歳、教育のみ）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み（a）	人	41	55	38	41	35	57	32	49
確保の内容（b）	人	41		38		35		32	
教育・保育施設	人	41	55	38	41	35	57	32	49
地域型保育事業	人	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み（a）	人	338	340	335	345	337	326	335	307
確保の内容（b）	人	338		335		337		335	
教育・保育施設	人	338	340	335	345	337	326	335	307
地域型保育事業	人	-	0	-	0	-	0	-	0

(3) 3号認定（0歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み（a）	人	65	48	68	42	71	46	74	52
確保の内容（b）	人	65		68		71		74	
教育・保育施設	人	62	46	64	42	66	45	68	51
地域型保育事業	人	3	2	4	0	5	1	6	1

(4) 3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み（a）	人	216	205	225	178	234	140	243	143
確保の内容（b）	人	216		225		234		243	
教育・保育施設	人	210	201	217	175	225	140	233	142
地域型保育事業	人	6	4	8	3	9	0	10	1

(5) 地域子ども・子育て支援事業

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延長保育事業	人/月	110	420	110	433	110	349	110	336
放課後児童健全育成事業	人	365	394	360	324	345	354	340	359
低学年	人	275	291	270	254	245	253	240	255
高学年	人	90	103	90	70	100	101	100	104
子育て短期支援事業	人/日	-	-	-	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業	人/日	30	13	30	14	30	14	30	15
一時預かり事業	人/月	25	22	25	23	25	13	25	21
認定こども園での預かり保育	人/月	10	1	10	0	10	1	10	1
子育て支援センターでの一時保育	人/月	15	21	15	23	15	12	15	20
病児保育事業	人/月	-	0	-	0	-	20	-	10
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
妊婦健診事業	人/回	1,300	1,105	1,300	1,243	1,300	1,063	1,300	964
乳児家庭全戸訪問事業	人	100	83	100	87	100	84	100	69
養育支援事業	人	5	0	5	0	5	0	5	0
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
子どもを守るための地域ネットワーク強化事業	箇所	0	0	1	1	1	1	1	1

7 こども・子育てを取り巻く課題

(1) こども・若者の居場所づくりの充実

- こども基本法では、全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。
- 子ども・若者調査では、自分にとっての居場所について、自分の部屋や家庭以外は『自分の居場所だと思う』が3割以下となっています。
- 子ども・若者調査では、孤独を感じることにについて、『感じる』が約5割となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、子どもたちが集まれる場所がない、学校の代わりに行ける場所があると、子どもにとっても親にとってもありがたいのではないかと思うとの意見がありました。
- これまでも放課後子ども教室において、地域の方々の参画を得て、学習、スポーツ及び文化活動や地域住民との交流活動を実施してきました。



今後も、地域との連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、多様な世代が利用できる居場所づくりが必要です。

(2) こども・子育て当事者の健康づくり

- こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。
- 子どもの生活実態調査では、保護者の普段の生活について、「神経過敏に感じる」、「気分が沈み込んで何が起ころうとも気が晴れないように感じる」「何をするにも骨折りだを感じる」で「ときどき」が高くなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、家庭での生活リズムが崩れることで、心と身体で不健康になっているように感じるとの意見がありました。



親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の更なる充実を図ることが重要です。

(3) 行政や地域で支える子育て支援の充実

- こども大綱では、こども施策の共通基盤として「こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。
- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援給付の創設等ライフステージを通じた経済的支援の強化や共働き・共育の推進、こども誰でも通園制度の創設等が盛り込まれています。
- 3世代同居世帯割合については年々減少しているものの、福島県や全国より高くなっています。
- 子ども・子育てニーズ調査では、日頃からお子さんを祖父母等の親族にみてもらえるが半数となっているものの、祖父母等の親族の身体的・精神的負担や時間的制約を気にしているが半数以上となっています。

- 子ども・子育てニーズ調査では、特に小学校低学年において平日の放課後や長期休業の際に、「放課後児童クラブ」の利用意向が半数以上となっています。
- 子どもの生活実態調査では、保護者が子育てのことで相談できなかった経験について、「相談できなかったことはない」が7割台となっているものの、「だれに相談すればよいのかわからなかった」が1割台半ばとなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、ワンストップ窓口があって、様々なケースの状況・情報が一元化できると良いと思うとの意見がありました。
- 少子化が進み児童数は減少しているものの、共働き等の家庭の増加により、放課後児童クラブでは利用ニーズが高まっており、場所や支援員の確保が課題となっています。

相談窓口など地域における包括的な支援体制の整備を進めつつ、子ども・子育て支援法の改正やサービス需要も踏まえ、必要な資源の確保や新たな支援策についても整備していくことが必要です。

(4) こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援の展開

- 生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも緩やかに増加傾向となっています。
- 子どもの生活実態調査では、保護者の各種支援制度の利用経験が「児童扶養手当」以外は1割前後となっており、「制度等についてまったく知らなかった」が3割～4割程度となっている制度が多くなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、幼児期のこどもの保育には保護者自身がどのような家庭環境ですごしていたかも大きく関係していると感じ、根が深い問題だと思うとの意見が挙げられています。
- これまで要保護・要支援児童に係る個別ケース検討会議を開催し、関係機関と連携して早期対応・早期支援を行ってきました。

一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、支援が必要な家庭を早期に把握し、支援制度や専門相談へつなげていくことが重要です。

(5) 若者の希望を叶えられる地域づくりの推進

- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、より実効性のある施策展開につなげる』『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつなげる』とされています。
- 子どもの生活実態調査では、児童・生徒本人の中で自分に自信が「ない」と回答した割合が高くなっています。一方で、「自分の将来の夢や目標を持っている」や「将来のためにも今頑張りたいと思う」が7割以上となっています。
- 子ども・若者調査では、今後必要な取り組みとして「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も高く、次いで「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、こどもが自分らしく、幸せに成長していくためには、子どもが主体性を発揮し、生き生きとした生活を送ること、子どもが自己決定を繰り返すことで、自立と自律を身につけていくこととの意見が挙げられています。

今後もこども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、こどもたちの意見やニーズを把握しながら、主体的に学び・体験する機会を提供するとともに、生活基盤を支えていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

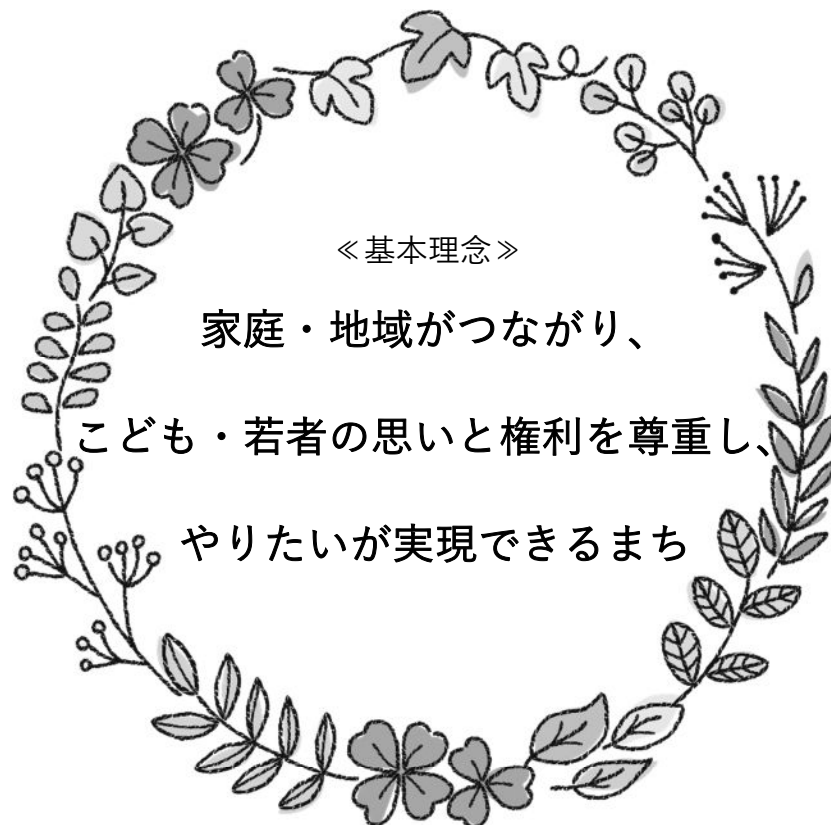
1 基本理念

いつの時代でも、こどもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いです。しかし、全国的に人口減少や少子化の進行が止まらず、児童虐待やこどもの貧困など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題も深刻化・複雑化しています。

今後は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できる環境づくりが重要です。また、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向け、様々な施策を展開することが求められています。

本町では、これまでこどもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、「子どもの成長と子育てを地域全体で支え、子どもの生命と人権が尊重される、子育てのしやすいまちづくり」を掲げ、こども・子育て支援に取り組んできました。

本計画では、上記の社会情勢も踏まえつつ、これまでの取り組みを継承するとともに、乳幼児期～学童期・思春期～青年期、子育て世代といった各ライフステージに応じて切れ目のない支援を展開していくため、以下の基本理念をかげます。



【由来】

本計画の上位計画である会津美里町第4期地域福祉計画では、『『ともにつながり、支えあいのあるまち』～あなたの思いを行動に～』を基本理念としている。また、こども計画の根拠となる「こども基本法」や「こども大綱」では、こどもの意見や権利の尊重、こども・若者・子育て当事者の視点に立った施策が求められていることを踏まえ、設定。

2 計画の基本的な視点

(1) こどもの視点

～こどもの健やかな成長を支援する基盤づくり～

全てのこども・若者が生まれ育った環境に関係なく、こどもの権利が保障され、最大限に尊重されるように配慮し、「こどもまんなか社会」の視点に立った取り組みを進めていきます。

また、若者は次世代の親になるという認識のもと、健やかな発育・発達とよりよい生活習慣を形成し、生涯を通し健やかに心豊かに生活するために、家庭・地域・学校・職場等が連携し、健康づくりの推進及び教育力の向上を図ります。

(2) 親の視点

～安心してこどもを産み、子育てを楽しむことができる環境づくり～

親もまた、日々の子育てを通して成長していきます。

すべての親が、心身ともにゆとりを持って楽しく子育てをすることができ、こどもが健やかに育つことのできる環境づくりのために、子育て家庭を支える柔軟かつ総合的な取り組みを進めていきます。

(3) 地域の視点

～子育てがしやすい地域づくり～

日常生活を送る中で、様々な不安や課題を個人や家庭だけで抱え込むことなく、すべての家族が安心して子育てができるよう、地域や関係機関が連携し、こども・若者・子育て家庭にやさしい地域づくりを進めていきます。

3 施策の体系

基本理念	ライフステージ	基本施策
家庭・地域がつながり こども・若者の思いと権利を尊重し やりたいが実現できるまち	ライフステージ共通の取り組み	基本施策1 こどもの意見や権利の尊重【新規】 基本施策2 こども・若者の居場所づくり・相談体制の充実 （「放課後児童対策の充実」を統合） 基本施策3 子育て家庭の経済的負担の軽減 基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 基本施策5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取り組み
	こどもの誕生前から 乳幼児期の取り組み	基本施策1 母子の健康の保持及び増進 基本施策2 認定こども園等における保育サービスの充実 基本施策3 地域における子育て支援サービスの充実 基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備
	学童期の取り組み	基本施策1 学校・地域における教育環境の整備 基本施策2 こころのケアの充実【新規】 基本施策3 こどもの安全確保の推進 （「こどもを取り巻く有害環境対策の推進」「被害に遭ったこどもの支援」を統合）
	青年期の取り組み	基本施策1 就労・社会参画への支援 基本施策2 出会いの場・結婚への支援

第4章 施策の展開

1 ライフステージ別共通の取り組み

基本施策1 こどもの意見や権利の尊重

今回新たに施行された「こども基本法」の周知啓発を図りつつ、こどもの権利についての理解を深める取り組みを推進します。また、こども自身が権利について知り、意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。

さらに、妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により虐待の発生予防に努めるとともに、関係機関等の緊密な連携により虐待が疑われる状況を早期に把握し、迅速、かつ、それぞれの状況に応じた適切な対応がとれる体制の強化を図ります。

■取り組み

事業名	今後の方向性	担当課
こどもの権利についての理解促進と条例の周知啓発	こどもの権利の理解を広め、深めるため、講演会の実施や啓発用のグッズの配布を行います。	健康ふくし課
児童虐待に対する意識啓発	住民を対象にした講演会の開催や毎年11月の「児童虐待防止推進月間」のポスターを医療機関や保育所、幼稚園、学校等に掲示するなどの啓発活動を積極的に行い、児童虐待防止に対しての関係機関への意識向上を図る。また、虐待防止のためのリーフレットを作成することで、早期発見のための相談窓口の啓発を図る。	健康ふくし課
⋮	⋮	⋮

■指標

項目	現状値	目標値
こども権利に関する講演会の開催回数	-	4回/年
児童虐待防止に関する講演会の延べ参加者数	1,000人	1,500人
⋮	⋮	⋮

※記入内容は例になります※

2 こどもの誕生前から乳幼児期の取り組み

3 学童期の取り組み

4 青年期の取り組み

第5章 計画の目標と確保方策

1 「量の見込

2 幼児期の教

3 地域子ども

計画素案で作成予定

※ 計画素案は、計画策定に当たって

1 推進の体制

2 評価・進行管理

資料編

1 会津美里町子ども・子育て会議条例

2 会津美里町子ども・子育て会議 委員名簿

3 策定経過